＜物件番号１　川井町＞

令和８年度
一般競争入札による市有物件譲渡実施説明書
（松阪市民病院）

松　　阪　　市

【事務担当】
健康福祉部　病院事業局
市民病院事業管理課
TEL：0598-53-4485

一般競争入札による市有物件譲渡実施説明書

1　市有地譲渡の概略

一般競争入札による市有物件の譲渡は、１つの入札物件に不特定多数の購入希望者を募ったうえで入札を行い、市が設定した予定価格以上で最高価格の入札をされた方を譲渡の相手方と決定する方法です。

一般競争入札による市有物件の譲渡の申込みから登記完了までの流れは以下のとおりですが、詳細につきましては、それぞれに示すページをご覧ください。

（１）実施説明書を読む

○ この実施説明書をよく読んで参加申込みの準備を行ってください。

配布期間

令和８年11月２日（月）～
令和９年１月15日（金）

（２）譲渡物件の現地確認をする　P4

○ 現地見学会を開催しますのでご参加ください。現地見学会に不参加でも入札には参加できますが、落札後は現状のまま引渡しますので、現状確認のためにも必ず参加してください。
○ 物件調書と設備表を必ずご確認ください。
○ 物件調書に記載されている事項と現状に差異がある場合は、現状が優先されます。

現地見学会

令和８年12月11日（金）
令和８年12月14日（月）
→各日とも午前・午後の２回

○ 物件調書と設備表でも確認してください。

（３）申込書類を準備する　P5

○ 申込書、誓約書等を記入する。
○ 添付書類を用意する。
・個人の場合：住民票（抄本）
　法人の場合：登記事項全部証明書
・印鑑登録証明書
・市区町村税完納証明書
・宅地建物取引業の免許証の写し

（４）申込書を提出する　P6

○ 提出先
〒515-8544
三重県松阪市殿町1550番地
松阪市 病院事業局 市民病院事業管理課
（済生会松阪市民病院　２階）
○ 提出方法
持参又は郵送による方法に限ります。郵送の場合は、令和９年１月15日（金）午後５時必着とします。

申込受付期間

令和９年１月６日（水）～
令和９年１月15日（金）
最終日：午後５時必着

（５）入札保証金を納める　P6

○ 入札に参加するには、入札執行前までに入札保証金を納めなければなりません。
市が指定する銀行口座への振込みにて納めてください。振込手数料は参加者の負担となります。
○ 落札された方の入札保証金は、契約保証金に充当します。落札されなかった方の入札保証金は、申込書とともに提出いただく返還請求書により金融機関（ゆうちょ銀行を除く）へお振込みいたします。

入札保証金納付期限

令和９年２月１日（月）の入札執行前まで

（６）入札に参加する　P7

○ 入札日時までに会場へお集まりください。入札会場では入札会場受付時に符番する受付番号で出欠を確認します。
○ 入札開始時間に出席されない場合は失格となります。
○ 入札後、即時開札となり落札者を決定いたします。

入札日時

令和９年２月１日（月）
午後２時 00 分から

入札会場

済生会松阪市民病院
２階　講義室
（松阪市殿町 1550 番地）

（７）契約を締結する　P8

○ 落札された方は契約締結期限までに契約を締結していただきます。
○ 契約の際には、入札保証金が契約保証金に充当されます。
○ 契約を辞退した場合、入札保証金は市に帰属します。
○ 必要書類として身分証明書を提出してください。

契約締結期限

令和９年２月８日（月）

（８）売買代金を納付する　P9

○ 契約締結後、市が指定する銀行口座への振込みにて納めてください。振込手数料は落札者の負担となります。
○ 売買代金は、落札金額から契約保証金額を差し引いた額を納めていただきます。
○ 納付完了後、登記に必要な登録免許税用の収入印紙等を提出してください。

売買代金納入期限

契約締結日から 30 日以内（契約締結日を含み、最終日が土日祝日の場合はその翌日）

（９）登記関係書類を受領する　P9

○ 売買代金の納付が完了し、登記に必要な収入印紙等を提出いただき次第、市において所有権移転登記を嘱託します。
○ 登記が完了しましたら関係書類をお渡ししますので、別途お知らせします。

登記関係書類の受領

登記関係書類は、登記に必要な収入印紙等の提出を受けてから約２週間程度でお渡しします。

２　譲渡実施物件一覧

譲渡実施物件は次のとおりです。**全物件を一括して入札を行い、４戸をまとめて譲渡いたします。１戸ごとの売却はできませんのでご注意ください。**

○ 物 件 名　松阪市民病院　医師官舎
○ 所 在 地　松阪市川井町字下大坪 845 番地 1、川井町字河原田 870 番地 1
○ 建物名称　サンマンションエルパーク松阪

【物件番号：1】

No	家屋番号（登記）	部屋番号	間取り	敷地権の割合	予定価格（最低価格）	入札保証金
1	川井町 845番1の16	213	3LDK	90万1,850分の7,620	11,942,000円 （土地） 2,130,000円 （建物） 8,920,000円 （消費税） 892,000円	—
2	川井町 845番1の31	313	3LDK	90万1,850分の7,620	12,136,000円 （土地） 2,170,000円 （建物） 9,060,000円 （消費税） 906,000円	—
3	川井町 845番1の32	314	3LDK	90万1,850分の7,620	11,823,000円 （土地） 2,110,000円 （建物） 8,830,000円 （消費税） 883,000円	—
4	川井町 845番1の46	413	3LDK	90万1,850分の7,620	12,093,000円 （土地） 2,160,000円 （建物） 9,030,000円 （消費税） 903,000円	—
合　計（消費税込）					47,994,000円	2,399,700円

※ 全物件とも、敷地権付き区分所有建物です。
※ 上記の予定価格（最低価格）は、建物の消費税額を含みます。なお、土地には消費税はかかりませんが、建物はその価格の 10%が消費税として課税されます。
※ 入札書に記入する入札金額は、４戸の合計金額となります。
※ 譲渡物件の詳細は、「物件調書」（P28～）をご覧ください。

３　入札参加者の資格及び入札参加申込み

（1）入札参加者の資格

入札に参加することができる者は、次の要件をすべて満たす個人又は法人とします。

1．宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第３条第１項の規定による宅地建物取引業の免許を受けており、入札参加申込時点及び入札日時点において、当該免許が有効であること。
2．一般競争入札による市有物件譲渡実施説明書、物件調書、設備表及び売買契約書（案）

の内容を確認し、これらを承諾した上で入札に参加すること。
3．次のいずれにも該当しないこと。なお、代理人により入札を行う場合は、代理人についても次のいずれにも該当しないこと。
（ア）契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
（イ）地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当し、同項又は本市の関係規程に定める期間を経過していない者
（ウ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員、その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者、及び暴力団員が実質的に経営を支配している法人その他の団体
（エ）松阪市税その他松阪市に納付すべき公金を滞納している者（ただし、徴収猶予又は分納の承認を受け、これを履行している者を除く）
（オ）その他、関係法令、松阪市の条例、規則又は要綱等に定める入札参加制限に該当する者

（2）譲渡実施物件の現地確認

1．下記の日程で譲渡物件の現地見学会を行います。ご参加いただき、事前に現況を確認してください。参加希望者は、事前に申込書を提出してください。
　なお、現地見学会に不参加でも入札には参加できますが、落札後は現状のまま引渡しますので、現状確認のためにも必ず参加してください。

【現地見学会日程】
・令和８年 12 月 11 日（金）　午前 10 時～、午後 2 時～
・令和８年 12 月 14 日（月）　午前 10 時～、午後 2 時～
※各日、午前・午後の２回行います。各回とも内容は同じです。

【現地見学会注意事項】
・上記の時間に、１階エントランス前に集合してください。各戸を順番に案内します。参加者が多数の場合は、グループに分かれて回っていただきます。
・参加人数は、１組につき２名までとします。
・現地には来客者用駐車場がありませんので、公共交通機関でお越しいただくか、自動車の場合は「鈴の森公園駐車場」をご利用ください。
・上履き等は各自でご用意ください。また、各戸とも電気契約がなく、暖房設備が使用できないため、防寒対策もお願いします。
・周辺住民の方のご迷惑にならないようにご配慮願います。

2．物件調書及び設備表（P28～）の記載事項は、調査時点における一般的な内容を記載しているものであり、落札時点では、記載内容と差異がある場合も想定されます。あらかじめご自身で関係機関に照会するなど十分ご確認ください。
3．現状と差異が生じる場合には、現状が優先されます。
4．申込みの際には、必ず各規制を確認した上で申込みをしてください。
5．マンションの入口はオートロックがされており、また各戸とも施錠しており、中に入ることはできません。住民の方のご迷惑になりますので、マンション内には許可なく立ち入らないようお願いします。
6．物件の引渡し後は、マンション管理組合及び管理規則等に定めに従って、使用又は管理を行ってください。

7．譲渡物件については、区分所有の建物（部屋）の他、土地及び建物共用部分の区分所有権が含まれます。

（3）共有名義での申込み

1．譲渡物件を共有名義で申込みをされる場合は、共有者の添付書類も添えて連名で提出してください。
2．申込み受付期間終了後は、単独から共有又は共有から単独への変更をすることはできませんのでご注意ください。
3．共有での申込みの場合、代表者となられた方は、他の共有者より今回の入札に関する一切の権限を他の共有者より委任されたものとみなしますのでご了承ください。なお、この委任により、他の共有者から委任状の提出は必要ありません。

（4）申込予定物件の資金計画

1．物件調書等（P28～）をよくお読みいただき、資金計画を立ててください。
2．落札されましたら、落札日から５営業日以内（落札日は含みません）に契約を締結し、その後 30 日以内（契約締結日を含み、最終日が土日祝日の場合はその翌日）に売買代金を一括にてお支払いいただきます。

（5）申込みに必要な書類

次の書類を申込場所に提出してください。提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類はお返しいたしません。

【申込必要書類】

1．申込書（P13）　１通
2．誓約書（P15）　１通
3．入札保証金還付請求書（P17）　１通
4．個人の場合：住民票（抄本）　１通
　法人の場合：登記事項全部証明書　１通
　（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
5．印鑑登録証明書　１通
6．市区町村税完納証明書　１通
7．宅地建物取引業の免許を受けていることを証する書面（免許証の写し）　１通

※1　申込書等の記載は、ボールペン又は万年筆を使用してください。
※2　持参申込みの際には、念のため印鑑（登録印）を持参してください。
※3　共有名義で申込む場合、２・４・５・６の書類は、共有名義人分も提出してください。
※4　４・５・６の書類については、発行後１か月以内のものとします。
※5　申込書の提出を持参で代理人が行なう場合は、委任状（P16）を提出してください。（法人の申込みで従業員等の方が代理である場合を含みます。）
※6　７の書類は、宅地建物取引業者の免許を有し、入札参加申込時点及び入札日

時点において有効であるか確認するものです。

（6）申込みの方法

1．提出書類を申込場所へ持参、又は郵送にてご提出ください。
2．郵送の場合は、受付期間最終日の午後５時までに到着しているものを有効として受け付けます。（消印有効ではありませんので、余裕を持って郵送してください。）
3．持参申込みで代理人の場合は、委任状（P16）を提出してください。（法人の申込みで、従業員等の方が代理である場合を含みます。）
4．入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。
5．電話（ファックス、メールを含む）等による申込みの受付・変更は行いません。
6．申込みの有無等に関する事項については、お答えすることができませんのでご了承ください。

（7）申込受付期間

【受付期間】　令和９年１月６日（水）～令和９年１月15日（金）の間
（持参の場合、済生会松阪市民病院の休診日を除きます。）
【受付時間】　午前８時30分～午後５時00分まで

（8）申込受付場所（郵送での提出先）

【受付場所】　〒515-8544　三重県松阪市殿町1550番地
松阪市　健康福祉部病院事業局　市民病院事業管理課
（電話番号：0598-53-4485）
※持参の場合は、済生会松阪市民病院の２階事務室となります。

４　入札保証金の納付等

（1）入札保証金

1．入札に参加するためには「譲渡実施物件一覧」（P3）に表示している入札保証金の納付が必要です。
2．入札保証金は、市が指定する銀行口座への振込みにて納付をお願いします。振込手数料は参加者の負担となります。
3．納付期限は、入札参加しようとする物件の入札実施日時までです。
4．入札保証金の納付をせずに参加した入札は、無効となります。
5．入札の際に、入札保証金を納付した時の控え（振込金受取書等、金融機関の領収印の押印あるもの）を、入札当日の入札受付にて提出してください。
6．入札に際し不正な行為をしたとき、又は入札参加の申込方法に違反したときは、当該入札保証金は市に帰属します。

（2）入札終了後の入札保証金の還付等

1．落札された申込者が納付した入札保証金は、契約締結時まで市にて保管させていただきます。
2．契約締結期限までに落札された申込者が売買契約を締結しないとき、落札された申込者が納付した入札保証金は市に帰属するものとし、還付いたしませんのでご注意ください。
3．落札された申込者の入札保証金は、売買契約の際に必要となる契約保証金に充当いたします。
4．落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札の終了後、申込時に提出いただく入札保証金還付請求書（P17）に指定された金融機関（ゆうちょ銀行を除く）へ、概ね３０日以内にお振込みいたします。
5．入札保証金には、利息を付しません。

5　入札及び開札

（1）入札日時・場所

【入札日時】令和９年２月１日（月）
受付時間　午後１時 45 分から
入札時間　午後２時 00 分

【場　　所】三重県松阪市殿町 1550 番地
済生会松阪市民病院　２階　講義室

（2）入札参加の受付

1．入札参加者は、入口受付で入札保証金の納付を証する書面（振込金受取書等、金融機関の領収印があるもの）を提出して受付を済まし、入室して定刻までお待ちください。
2．１の提出の無い場合は、参加資格のない者とみなし、入室をお断りいたします。
3．入札参加者が代理人である場合（法人の申込みで従業員等の方が代理である場合を含む。）、１の書面に添えて委任状（P16）を提出し、代理人であることを係員にお知らせください。（申込時に提出済みの場合は、申し出てください。）
4．入札開始時間に遅れると、入札に参加できませんのでご注意ください。

（3）入札書の提出

1．入札書及び入札書を入れる封筒は、申込み受付時にお渡し又は郵送するものを必ず使用してください。（入札書は誤記に備えてコピーしておいてください。）
2．入札時刻になりましたら係員が入札の開始を宣言いたしますので、それまでお待ちください。
3．係員の指示に従い、入札書を封入した封筒を投函していただきます。
4．入札金額は、全物件の合計金額とし、土地・建物・消費税の合計金額を記入してくださ

い。また、その内訳として、土地及び建物の額（消費税抜き）と、建物にかかる消費税額を記入してください。

（4）開札

1．入札後直ちに入札者の面前で開札します。
2．今回の入札は最低売却価格を公表して行いますので、再度の入札は行ないません。
3．開札に参加しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てすることはできません。

（5）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。なお、入札の当日出席しなかった者又は入札執行時刻に遅刻した者は、棄権とみなします。

1．同一人が同一物件に対して２通以上の入札を行ったとき。
2．入札者又はその代理人が他人の入札の代理を行ったとき。
3．入札に際して不正行為があったとき。
4．入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札のとき。
5．入札保証金の納入が確認できないとき。
6．この実施説明書に定める条件に違反、その他入札条件に違反した入札があったとき。

（6）入札の延期、中止、取消し

松阪市契約規則第 15 条の規定により、市長は必要と認められるときは、入札を延期し、又は中止し、若しくは取り消すことがあります。

（7）落札者の決定

1．落札者の決定は、開札後直ちに入札場所で行います。
2．市が定める予定価格以上の最高価格をもって、有効に入札を行った入札者を落札者と決定します。
3．落札者となる同価格の入札を行った者が２人以上あるときは、直ちに当該同価格の入札者によるくじ引きにより落札者を決定します。なお、落札者となる同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。
4．落札者には、入札終了後、契約手続き等の説明を行います。
5．落札の結果は、個人法人の区分及び落札額を公表しますのでご了承ください。

6　契約の締結、契約条件、契約保証金の納付

（1）契約の締結

１．落札者は、落札日から５営業日以内（落札日は含みません）に、買受人として市有財産売買契約の締結を行っていただきます。
２．落札者が正当な理由なく上記の期日までに契約を締結しないときは、落札者としての資格を取り消します。その場合、お預かりした入札保証金は市に帰属します。
３．市有財産売買契約書に貼付する収入印紙の費用は、買受人の負担となります。
４．落札者が個人の場合は、契約締結の際に資格確認のため「身分証明書」を提出してください。（「身分証明書」は本籍地のある市町村で取得してください。発行後１か月以内のものとします。）
５．契約の締結後、市からマンション管理組合に、所有者変更の申請を行います。申請後、落札者からマンション管理会社に対して、管理費等の引き落としに係る手続きを行っていただきます。

（2）契約に付す条件

落札者に対しては、売買契約において次の条件を付しますので、これらの定めに従っていただくことになります。

１．公序良俗に反する使用の禁止
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条で規定する者又は、暴力団員が実質的に経営を支配している会社等、若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものなど、公序良俗に反する用に供することの禁止。
２．風俗営業の禁止
売買契約に定める所有権移転の日から５年間は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業、同条第４項に規定する接待飲食等営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することの禁止。

（3）契約の解除

１．落札者が売買契約の各条項に違反したとき又は契約に定められた義務を履行しないときは、市は契約を解除することができます。
２．契約が解除されたとき、落札者は、市の指示する期間内に自己の費用で物件を原状に回復して市に引き渡さなければなりません。

（4）契約不適合責任

売買物件は、「物件調書」及び「設備表」に記載された現況その他の売却条件を前提として、現状有姿で引き渡します。落札者は、売買物件の引渡し後、当該売買物件に種類、品質、数量その他契約の内容に適合しない事実が判明した場合であっても、市に対して、履行の追完、売買代金の減額、損害賠償、契約の解除その他の契約不適合責任に基づく請求をすることができません。ただし、市が当該契約不適合を知りながら落札者に告げなかった場合は、この限りではありません。
詳細は、売買契約書（案）を確認してください。入札参加者は、これらの内容を了承した

上で入札に参加するものとします。

（５）違約金

契約の条件等に違反するなどして契約を解除した場合は、違約金として売買代金の 30%を支払っていただきます。

（６）契約保証金の納付と売買代金の支払い

１．契約保証金の充当

契約締結にあたり、入札保証金としてお預かりしている金額を、契約内容の履行を担保する目的のため、契約保証金へ充当します。なお、契約の辞退や解除の場合は、契約保証金は市に帰属します。

２．売買代金の支払い方法

売買代金（落札金額から契約保証金（入札保証金を充当）を差し引いた残金）を契約締結日から 30 日以内（契約締結日を含み最終日が土日祝日の場合はその翌日）に、市が指定する銀行口座への振込みにて、一括で支払いをしてください。振込手数料は落札者の負担となります。

３．売買代金の分割納付はできません。

７　所有権移転の登記等

（１）所有権の移転等

１．代金の全額納付があったときに所有権が移転するものとし、同時に売買物件を引き渡すものとします。

２．売買物件は、現状のまま引き渡すものとします。市から連絡がありましたら、鍵をお渡ししますので、取りにお越しください。

３．落札後の売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義でしか行えません。

４．代金の納付後、速やかに領収証書を市に提出してください。領収証書の提出を所有権移転登記手続きの請求とみなします。

５．所有権の移転登記は、市の嘱託により行います。

６．所有権移転登記等に必要な登録免許税等の一切の費用は、落札者の負担となります。市より登録免許税の額を通知しますので、収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書を提出してください。

（２）所有権移転後の費用等

所有権移転後の公租公課（不動産取得税、固定資産税、都市計画税等）は、買受人の負担となります。また、物件引渡し後に必要となる一切の費用（管理費、修繕積立費、駐車場使用料、自治会費及び光熱水費等）は、買受人の負担となります。

８　その他の留意事項等

１．入札に参加しようとする方は、この実施説明書に記載された事項について熟知しておいてください。
２．情報公開請求があった場合は、申込みをされる方全員の氏名を公表することがありますのでご了承ください。

９　スケジュール

令和８年１１月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 入札公告 説明書配布	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

令和８年１２月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11 現地見学会	12
13	14 現地見学会	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

令和９年１月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6 申込 受付開始	7	8	9
10	11	12	13	14	15 申込 受付締切	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

令和９年２月

日	月	火	水	木	金	土
	1 入札日	2	3	4	5	6
7	8 契約 締結期限	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

令和９年３月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9 代金 納付期限	10	11	12	13

※令和９月３月９日の代金納付期限は、令和９年２月８日に契約を締結した場合の期限。

10　入札関連及び契約書書式

《 申 込 書 》

一般競争入札参加申込書

令和　　年　　月　　日

（あて先）松阪市長

私は、下記の市有財産を買い受けたいので、一般競争入札による市有地譲渡実施説明書を了承し、入札の参加を申し込みます。

申込者（共同入札の代表者）	住　所 （所在地）	〒　　－			
	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏　　名 （名称及び代表者名）		㊞ 印鑑登録印	持分比率 ／	
	電話番号	自宅・勤務先	（　　）　　－		
		携帯電話	－　　－		

〔共有者がいる場合に記入してください。〕

共有者	住　所 （所在地）	〒　　－			
	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏　　名 （名称及び代表者名）		㊞ 印鑑登録印	持分比率 ／	
	電話番号	自宅・勤務先	（　　）　　－		
		携帯電話	－　　－		

記

物件番号	1	物件所在地番	松阪市川井町字下大坪８４５番地１ 松阪市川井町字河原田８７０番地１

【 添付書類 】
1　誓約書
2　入札保証金還付請求書
3　個人の場合：住民票（抄本）
　　法人の場合：登記事項全部証明書
4　印鑑登録証明書
5　市区町村税完納証明書
6　宅地建物取引業の免許を受けていることを証する書面（免許証の写し）

受付印	
入札番号	

【　申込書記載等注意事項　】

1　住所、氏名は、住民票または登記簿の記載どおり記入すること。
2　印鑑は、印鑑登録された印を押印すること。
3　共有名義とする場合は、共有者欄に記入すること。
4　共有名義の申込みで３名以上の場合は、申込書を複写し、もう一枚に追加記入し、ホッチキス止めして提出すること。
5　共有名義とする場合は、共有名義者全員の添付書類を添付すること。
6　所在地番は、「譲渡実施物件一覧」に記載された所在地番を記載すること。
7　添付書類の住民票（抄本）、登記事項全部証明書、印鑑登録証明書、市区町村税完納証明書は、発行後１か月以内のものを添付すること。
8　法人名義で申込む場合の市区町村税完納証明書は、松阪市に本店、支店のある法人にあっては松阪市の発行する完納証明書を提出し、松阪市に本店、支店のない法人にあっては、本店所在地の市区町村が発行する完納証明書を提出すること。
9　宅地建物取引業の免許は、入札参加申込時点及び入札日時点において有効であること。
10　申込期間終了後の取下げはできないので注意すること。

《 誓 約 書 》

誓　　約　　書

私は、松阪市が実施する一般競争入札による市有地譲渡の申込みにあたり、次の事項を誓約します。

1　松阪市一般競争入札による市有地譲渡実施説明書中の「３（１）入札参加者の資格　３．（ア）～（オ）」のいずれにも該当しません。

2　松阪市一般競争入札による市有地譲渡実施説明書の記載内容及び譲渡予定物件の法令上の規制等すべて承知の上で申し込みます。

令和　　年　　月　　日

（あて先）松阪市長

申込者（共同入札の代表者）	住　所 （所在地）	〒　　－			
	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏　　名 （名称及び代表者名）			㊞ 印鑑登録印	持分比率 ／
	電話番号	自宅・勤務先	（　　）　　－		
		携帯電話	－　　－		

〔共有者がいる場合に記入してください。〕

共有者	住　所 （所在地）	〒　　－			
	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏　　名 （名称及び代表者名）			㊞ 印鑑登録印	持分比率 ／
	電話番号	自宅・勤務先	（　　）　　－		
		携帯電話	－　　－		

【誓約書記載等注意事項】
1　住所、氏名は、住民票または登記簿の記載どおり記入すること。
2　印鑑は、印鑑登録された印を押印すること。
3　共有名義とする場合は、共有者欄に記入すること。
4　共有名義の申込みで３名以上の場合は、誓約書を複写しもう一枚に追加記入しホッチキス止めして提出すること。

《 委 任 状 》

委　　任　　状

代 理 人

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私は、上記の者を代理人と定め、下記の市有財産（不動産）の一般競争入札による市有地譲渡に関する一切の権限を委任します。

記

物　件　番　号	１
所　在　地　番	松阪市川井町字下大坪８４５番地１ 松阪市川井町字河原田８７０番地１

令和　　年　　月　　日

（あて先）松阪市長

委任者　　住　所
（所在地）

氏　名
（法人名及び代表者名）　　㊞

電話番号

【委任状記載等注意事項】
1　委任者、代理人とも印鑑は、印鑑登録された印を押印のこと。代理人については、印鑑証明書を添付すること。
2　入札参加申込及び入札に代理人として出席される方、法人の申込みで従業員等の方が代理である場合は、この委任状を提出すること。

《　入札保証金還付請求書　》

入　札　保　証　金　還　付　請　求　書

請求日　令和　　年　　月　　日

下記のとおり入札保証金の返還を請求します。

１．物件番号、所在地番、請求金額（納付済金額）

物件番号	1	所在地番	松阪市川井町 845 番地 1、川井町 870 番地 1
請求金額	円		

２．請求者及び請求印

返還請求者（口座名義人）	住　所 （所在地）	〒　　－	
	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏　　名 （名称及び代表者名）		請求印 ㊞

３．振込先金融機関（ゆうちょ銀行以外）

振込先	金融機関名	店舗名	種別	口座番号
			普通 当座	

委任状

令和　　年　　月　　日

委任者（入札保証金を納付した者）

住　所	
氏　名	㊞

私は、次の者に入札保証金返還の請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

受任者（代理人）

住　所	
氏　名	㊞

【入札保証金還付請求書記載等注意事項】

1　申込者が請求する場合、請求印は印鑑登録された印を押印のこと。また、振込み口座は申込者と同一名義の口座とすること。

2　申込者以外の者の口座に振込みを希望する場合、上記の委任状により請求及び受領の権限を委任し請求すること。請求印は、受任者の印を押印のこと。

3　請求者が請求する場合は、委任状に記載しないこと。

《 入 札 書 》

入　　札　　書

令和　　年　　月　　日

（宛先）松阪市長

入札者　　住　所
（所在地）

氏　名
（法人名及び代表者名）　　㊞

代理人　　住　所

氏　名　　㊞

一般競争入札による市有地譲渡実施説明書の記載事項および市有財産売買契約書の約定を承知し、市有財産（不動産）の入札について、下記のとおり入札します。

記

物件番号　1	松阪市川井町字下大坪 845 番地 1、川井町字河原田 870 番地 1

		拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
入札金額											
内訳	土地										
	建物										
	建物 消費税										

【入札書記載等注意事項】

1　金額はアラビア数字(0,1,2,3･･･)とすること。入札書の訂正はしないこと。初めの数字の頭に「￥」を入れること。

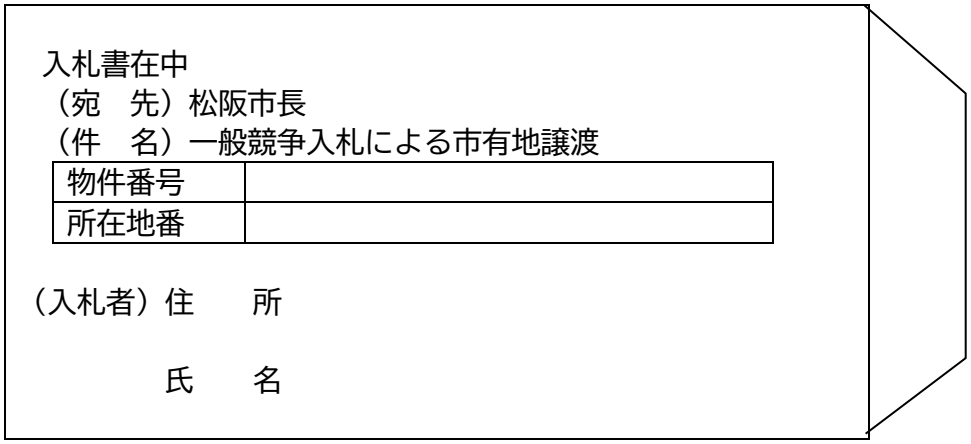
2　入札金額は、土地・建物・消費税の合計金額を記入すること。その内訳として、土地及び建物の額（消費税抜き）と、建物にかかる消費税額を記入すること。

3　入札者、代理人とも印鑑は、印鑑登録された印を押印すること。

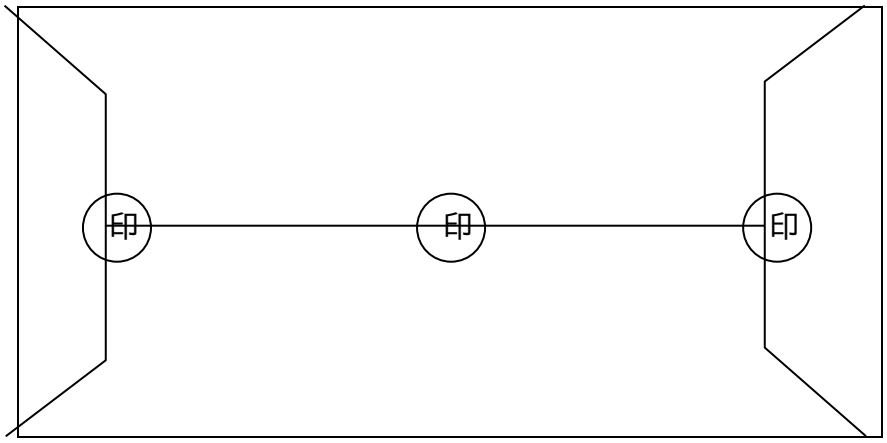
4　入札に代理人として出席される方、法人の申込みで従業員等の方が代理である場合は、代理人の欄に記載し押印すること

《 封 筒 記 載 例 》

（表）



（裏）



【封筒記載例等注意事項】

1　上記事項は必ず明記するものとする。
2　封筒裏面は、上記のように封印を押印すること。
3　入札会場への入室前に入札書を封筒へ入れ、封筒に封印、封かん（封の糊付け）し、入札時間に入札箱へ投函してください。

《　チェックリスト　》

入札日に持参する書類等チェックリスト

入　札 参加者	当日会場に 来られる方	持参すべき書類等
個人の場合	本　人	□ 印鑑（印鑑登録済みの印鑑） □ 入札保証金納付書の控え （金融機関の領収印の押印あるもの） □ 入札書 □ 入札用封筒
	代理人	□ 委任状 □ 代理人の印鑑（委任状に押印した印鑑） □ 代理人の印鑑証明 □ 入札保証金納付書の控え （金融機関の領収印の押印あるもの） □ 入札書 □ 入札用封筒
法人の場合	代表権を 有する者	□ 法人（会社・団体等）の印鑑（印鑑登録済みの印鑑） □ 入札保証金納付書の控え （金融機関の領収印の押印あるもの） □ 入札書 □ 入札用封筒
	代理人	□ 委任状 □ 代理人の印鑑（委任状に押印した印鑑） □ 代理人の印鑑証明 □ 入札保証金納付書の控え （金融機関の領収印の押印あるもの） □ 入札書 □ 入札用封筒

【 注 意 】
提出された書類は、返還いたしませんのでご了承ください。

《　現地見学会参加申込書　》

現地見学会参加申込書

令和　　年　　月　　日

住所(所在地)	
氏名又は法人名	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

【現地見学会について・・・市有地譲渡実施説明書Ｐ４参照】
〔場所〕松阪市川井町８４５番地１　サンマンションエルパーク松阪
〔日程〕令和８年１２月１１日（金）午前（10:00～11:30）・午後（14:00～15:30）
　　１２月１４日（月）午前（10:00～11:30）・午後（14:00～15:30）

※1戸あたり２０分程度とし、４戸を順にご案内します。

現地見学会 希　望　日	第１希望日	月　　日（　　）	午前　・　午後
	第２希望日	月　　日（　　）	午前　・　午後
	第３希望日	月　　日（　　）	午前　・　午後

参加予定者 （２名まで）	参加予定者氏名	所属・役職等

【提出期限】令和８年１２月９日（水）
【提 出 先】健康福祉部　病院事業局　市民病院事業管理課

※現地見学会に不参加でも入札への参加は可能ですが、落札後は現状のまま引渡しますので、現状確認のためにも必ず参加してください。
※希望者が多数の場合は、日程を調整の上、ご連絡いたします。

《　落札後に必要となるもの　》

落札後に必要となるもの

１．売 買 代 金　　売買代金（落札金額から契約保証金（入札保証金を充当）を差し引いた残金）を契約締結日から 30 日以内（契約締結日を含み最終日が土日祝日の場合はその翌日）に、市が指定する銀行口座への振込みにて、一括で支払ってください。振込手数料は落札者の負担となります。なお、売買代金の分割納付はできません。

２．収 入 印 紙　　契約締結時に契約書に貼付しますので、契約金額に応じた収入印紙をご準備ください。

契約金額	税額
１千万円超　　５千万円以下	１万円
５千万円超　　１億円以下	３万円

３．登録免許税　　課税標準額「固定資産税評価額（千円未満切捨）」に「税率（※20/1000）」を乗じて百円未満を切り捨てた額となります。
法務局にて所有権移転登記の手続きを行うために必要です。落札者には市から連絡しますので、収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書を準備してください。

※以下の場合は、税率の軽減措置が適用されます。
【土地】令和 11 年 3 月 31 日までの間に売買による所有権移転登記を受ける場合…税率 15/1000

４．参　　考　　不動産を購入又は所有する場合には、次の税金がかかります。

【不動産取得税】（都道府県税）
不動産を取得した場合に課税される税金で、取得時に一度だけかかります。
【固定資産税・都市計画税】（市町村税）
不動産を所有しているときにかかる税金です。都市計画税は、不動産が市街化区域にある場合のみかかります。

市有財産売買契約書（案）

松阪市（以下「甲」という。）と【落札者】（以下「乙」という。）との間に、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第１条　甲は、その所有に係る別記表示の不動産（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買い受ける。

（売買代金）

第２条　売買物件の売買代金（以下「代金」という。）は、金【落札金額】円とする。

（契約保証金）

第３条　乙は、本契約の締結と同時に、契約保証金として金【契約保証金】円を甲に納付しなければならない。

２　前項の契約保証金は、既に納付済みの入札保証金から全額を充当する。

３　契約保証金に利息を付さない。

４　契約保証金は、第 19 条に定める損害額の予定又はその一部と解釈しない。

５　甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、契約保証金を代金に充当するものとする。

６　乙が次条に定める義務を履行しないときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（代金の納付方法及び納期限）

第４条　乙は、代金のうち契約保証金を除いた金【代金－契約保証金】円を、令和〇年〇月〇日までに、甲が指定する金融機関の口座に振込みにより一括して納付しなければならない。

２　前項の振込みに要する振込手数料は、乙の負担とする。

（所有権の移転）

第５条　売買物件の所有権は、乙が代金を納付したときに、乙に移転するものとする。

２　所有権の移転に伴う費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転登記）

第６条　乙は、前条の規定により、所有権が移転した後、甲に対して所有権の移転登記をそれに必要な書類等を添えて請求するものとし、甲は、その請求により、速やかに売買物件の所有権移転登記を嘱託するものとする。

２　前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他費用は、全て乙の負担とする。

（引渡し）

第７条　甲は、第５条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに、現状のまま引き渡すものとする。

（管理責任）

第８条　売買物件の管理責任は、前条に定める引渡しにより、甲から乙に移転するものとする。

２　乙は、売買物件の引渡しを受けた後は、マンション管理組合並びにマンション管理規約等の定めに従うものとする。

（費用の負担）
第９条　売買物件の維持管理に必要な管理費、修繕積立費、駐車場使用料、自治会費及び光熱水費等の費用については、第７条に定める引渡日をもって区分し、同日以降の費用分は、乙の負担とする。

（危険担保）
第 10 条　乙は、本契約締結後、当該物件が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して代金の減額および免除を申請することができない。

（契約不適合責任の特約）
第 11 条　乙は、別紙「物件調書」及び「設備表」に記載された売買物件の現況、品質、設備の状態その他の特記事項を確認し、これらを了承した上で本契約を締結するものとする。
２　売買物件は、前項の別紙及び本契約に定める条件を前提として、現状有姿で引き渡すものとする。引渡し後、売買物件について、種類、品質、数量その他契約の内容に適合しない事実が判明した場合であっても、甲は、乙に対し、履行の追完、売買代金の減額、損害賠償、契約の解除その他の契約不適合責任を負わないものとする。
３　前項の規定は、甲が当該契約不適合を知りながら乙に告げなかった場合には適用しない。
４　乙が売買物件の専有部分について、改修、間取りの変更、設備の更新、用途の変更その他の工事又は利用を行う場合には、関係法令、条例、管理規約、使用細則、管理組合の決議その他の定めに従い、必要な許可、確認、届出又は承認等を、乙の責任と負担において得るものとする。甲は、乙が予定する工事又は利用について、その実施が可能であること、又は必要な許可、確認、届出若しくは承認等が得られることを保証しない。

（公租公課等の負担）
第 12 条　売買物件に対する公租公課等は代金の納付完了の日をもって区分し、納入通知書の名宛名義にかかわらず、甲はその前日までの部分に相当するものを負担し、乙は同日以降に相当するものを負担する。

（公序良俗に反する使用の禁止）
第 13 条　乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条で規定する者又は、暴力団員が実質的に経営を支配している会社等若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものなど、公序良俗に反する用に供してはならない。
２　乙は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止を承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めに反する使用をさせてはならない。
３　乙は、前項の第三者が売買物件の所有権を移転する場合にも同様に前２項の内容を転得者に承継することを義務付けなければならない。
４　乙は、売買物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して本条第１項の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、乙は、第１項の使用の禁止をまぬがれるものではない。
５　乙は、前項の第三者が新たな第三者に売買物件を使用させる場合も同様に、本条第１項及び第４項の内容を遵守させなければならない。

（風俗営業の禁止）
第 14 条　乙は、第５条に規定する所有権の移転の日から５年間（以下「指定期間」という。）、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風

俗営業、同条第４項に規定する接待飲食等営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
２　乙は、指定期間に売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間について、前項の使用禁止を承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めに反する使用をさせてはならない。
３　乙は、指定期間に売買物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対して本条第１項の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、乙は第１項の使用の禁止をまぬがれるものではない。

（実地調査等）
第 15 条　甲は、乙の前条に定める義務の履行状況を把握するため、売買物件について随時に実地調査を行い、又は乙から必要な報告、若しくは資料の提出を求めることができる。
２　乙は、正当な理由なく、前項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は必要な報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（契約の解除）
第 16 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告その他何らの手続きなく、本契約を解除することができる。
（１）資格を偽る等不正な行為により売買物件を買い受けたとき。
（２）本契約に定める義務を履行しないとき。
（３）その他本契約に定める事項に違背したとき。
２　前項の契約の解除による所有権移転登記等に関する費用は、乙の負担とする。

（乙の契約解除の禁止）
第 17 条　乙は、自己の都合により本契約を解除することができない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。
２　前項ただし書の規定により本契約を解除した場合において、その所有権移転登記等に要する費用は、乙の負担とする。

（返還金等）
第 18 条　甲は、第 14 条第１項又は前条第１項ただし書きの規定により本契約が解除されたときには、乙が支払った代金を返還する。ただし、当該代金には、利息を付さず、契約保証金は差引くものとし、市に帰属するものとする。
２　本契約を解除した場合において、甲は、乙の負担した契約の費用及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。
３　本契約を解除した場合において、乙が損害を受けることがあっても、甲はこれを賠償しない。

（違約金）
第 19 条　乙は、第 16 条第１項若しくは第 17 条第１項ただし書の規定により本契約が解除されたときは、違約金として代金の 30%を甲が指定する日までに一括して甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。
２　前項の違約金は、第 21 条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

（乙の原状回復義務）
第 20 条　甲が第 16 条第１項の規定により本契約を解除したとき、又は、乙が第 17 条第

１項ただし書きの規定により本契約を解除したときは、乙は自己の負担において、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還させることができる。

２　前項本文の規定により、乙が売買物件を原状に回復して返還しないときは、甲が乙に代わって原状に回復することができるものとし、乙はその費用を負担しなければならない。

３　乙は、第１項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

４　前３項に定めるもののほか、乙の責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

５　乙は、第１項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第 21 条　乙は、本契約に違反したために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払わなければならない。

（返還金の相殺）

第 22 条　甲は、第 18 条第１項の規定により代金を返還する場合において、乙が第 19 条に定める違約金並びに前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺することができる。

（契約の費用）

第 23 条　本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

（関係法令等の遵守）

第 24 条　乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、本契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するにあたっては、当該法令等を遵守するものとする。

（信義誠実の義務・疑義の決定）

第 25 条　甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

２　本契約に定める事項の解釈について疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（裁判管轄）

第 26 条　本契約に関する一切の紛争については、松阪市役所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者署名又は記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和〇年〇月〇日

松阪市殿町 1340 番地１
甲　松　阪　市
松阪市長　　竹　上　　真　人

乙

別記　売買物件の表示

所在地	
建物名称	
構　造	
延床面積（公簿）	

建　物（専有部分）

家屋番号	建物名称 （住戸番号）	種類	構造	床面積（公簿）

土　地

地番	地目	地積	敷地権の割合 （各戸共通）

物　件　調　書

物件番号 1〔建物全体〕

所　在　地		松阪市川井町字下大坪845番地1 松阪市川井町字河原田870番地1						
建物の名称		サンマンションエルパーク松阪						
建物	一棟の建物の表示	構　造	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根12階建					
		新築年月日	平成15年1月26日					
		1階	1,279.06㎡	5階	1,050.61㎡	9階	707.70㎡	
		2階	1,268.66㎡	6階	974.41㎡	10階	564.96㎡	
		3階	1,268.66㎡	7階	943.55㎡	11階	301.29㎡	
		4階	1,268.66㎡	8階	792.89㎡	12階	218.48㎡	
	専有部分	4戸（213号室、313号室、314号室、413号室）						
	管理組合	サンマンションエルパーク松阪管理組合（法人格なし）						
	管理会社	三重交通コミュニティ株式会社						
土地	敷地権の目的である土地の表示	符号	所在及び地番			地目	地積	
		1	松阪市川井町字下大坪845番1			宅地	4,847.04㎡	
		2	松阪市川井町字河原田870番1			宅地	653.59㎡	
	敷地権	符号	敷地権の種類		敷地権の割合			
		1	所有権		90万1,850分の7,620			
		2	所有権		90万1,850分の7,620			
供給・排水設備等の整備状況		電　気	中部電力管内／中部電力ミライズ株式会社					
		ガ　ス	都市ガス／東邦ガス株式会社					
		上水道	公共水道／マンション管理組合が一括契約					
		下水道	公共下水道／マンション管理組合が一括契約					
		共聴設備	CATV／松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社					
公共交通機関公共施設（直線距離）		鉄　道	JR・近鉄松阪駅　約1.5km（徒歩約25分）					
		バ　ス	三重交通路線バス　川井町二丁目　約100m（徒歩約2分）					
		市役所等	松阪市役所　約840m（徒歩約15分）					
管理費等		管理費	年額57,600円（4,800円/月）					
		修繕積立金	年額150,840円（12,570円/月）					
		自治会費	年額4,800円（400円/月）					
		水道代	マンション管理組合から請求					
駐車場使用料（1区画）		屋根無：5,500円/月、屋根有：7,500～11,000円/月、機械式：10,000円/月						

物　件　調　書

物件番号 1〔建物全体〕

法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用 途 地 区	第一種住居地域
		建 ぺ い 率	60%	容　積　率	200%
		高度地区	－	外壁後退距離	－
		敷地面積最低制限	－	防火地域	法第22条区域
	その他の制限	都市計画施設あり			
		松阪市景観計画区域			
		立地適正化計画における居住誘導区域内			

物　件　調　書

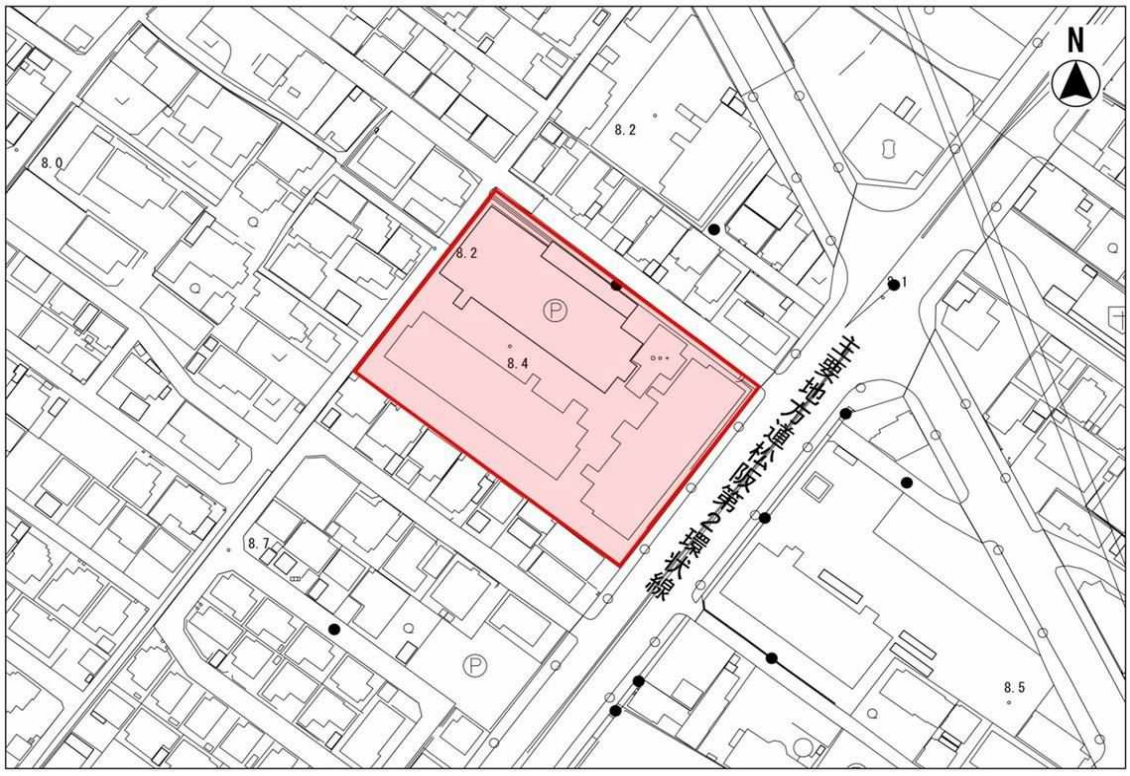
物件番号 1〔建物全体〕

案　内　図

広　域　位　置　図



位　置　図

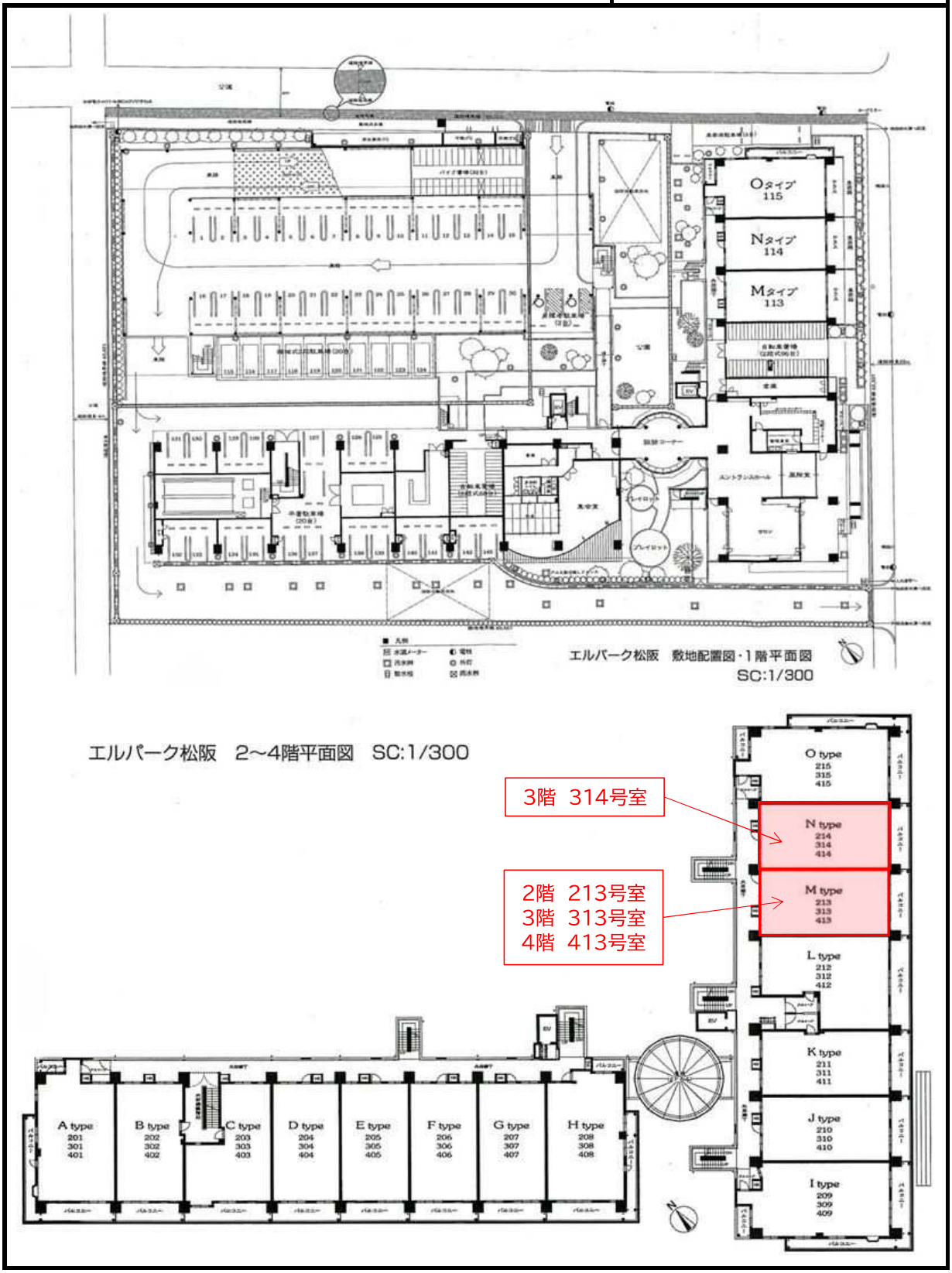


本物件の譲渡人（連絡先）	松阪市病院事業局市民病院事業管理課（0598-53-4485）

物　件　調　書

物件番号 1〔建物全体〕

案　内　図



本物件の譲渡人（連絡先）	松阪市病院事業局市民病院事業管理課（0598-53-4485）

物　件　調　書

物件番号 1〔建物全体〕	物 件 写 真（外観）



本物件の譲渡人（連絡先）	松阪市病院事業局市民病院事業管理課（0598-53-4485）

物　件　調　書

物件番号 1〔No.1／213号室〕

予定価格	11,942,000円(税込)

所在地	松阪市川井町字下大坪845番地1 松阪市川井町字河原田870番地1			
建物の名称	サンマンションエルパーク松阪			
専有部分の建物の表示（登記）	家屋番号	川井町　845番1の16	建物の名称	213
	種類	居宅	構造	鉄筋コンクリート造1階建
	床面積	2階部分　72.39㎡		
物件情報	住戸番号	2階　213号室	部屋タイプ	M
	間取り	3LDK	建築年月	平成15年1月
	床面積	76.20㎡(壁芯)	バルコニー	12.70㎡
	リフォーム	なし(現状有姿での引渡し)		
	電気	中部電力管内／中部電力ミライズ株式会社		
	ガス	都市ガス／東邦ガス株式会社		
	上水道	公共水道／マンション管理組合が一括契約		
	下水道	公共下水道／マンション管理組合が一括契約		
	共聴設備	CATV／松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社		

留意事項

○当物件は、松阪市民病院の医師官舎として、令和7年8月まで使用していました。退去後は特に使用せず、空き部屋の状態で管理しています。
○リフォーム及びハウスクリーニングはしておらず、現状有姿での引渡しとなります。
○設備等の詳細については、別紙の設備表をご確認ください。

【電気・ガス】
○電気とガスの契約は退去時に解約しており、現在は未契約のため使用できません。使用される場合は、電力会社又はガス会社との契約が必要となりますので、それぞれお問い合わせください。

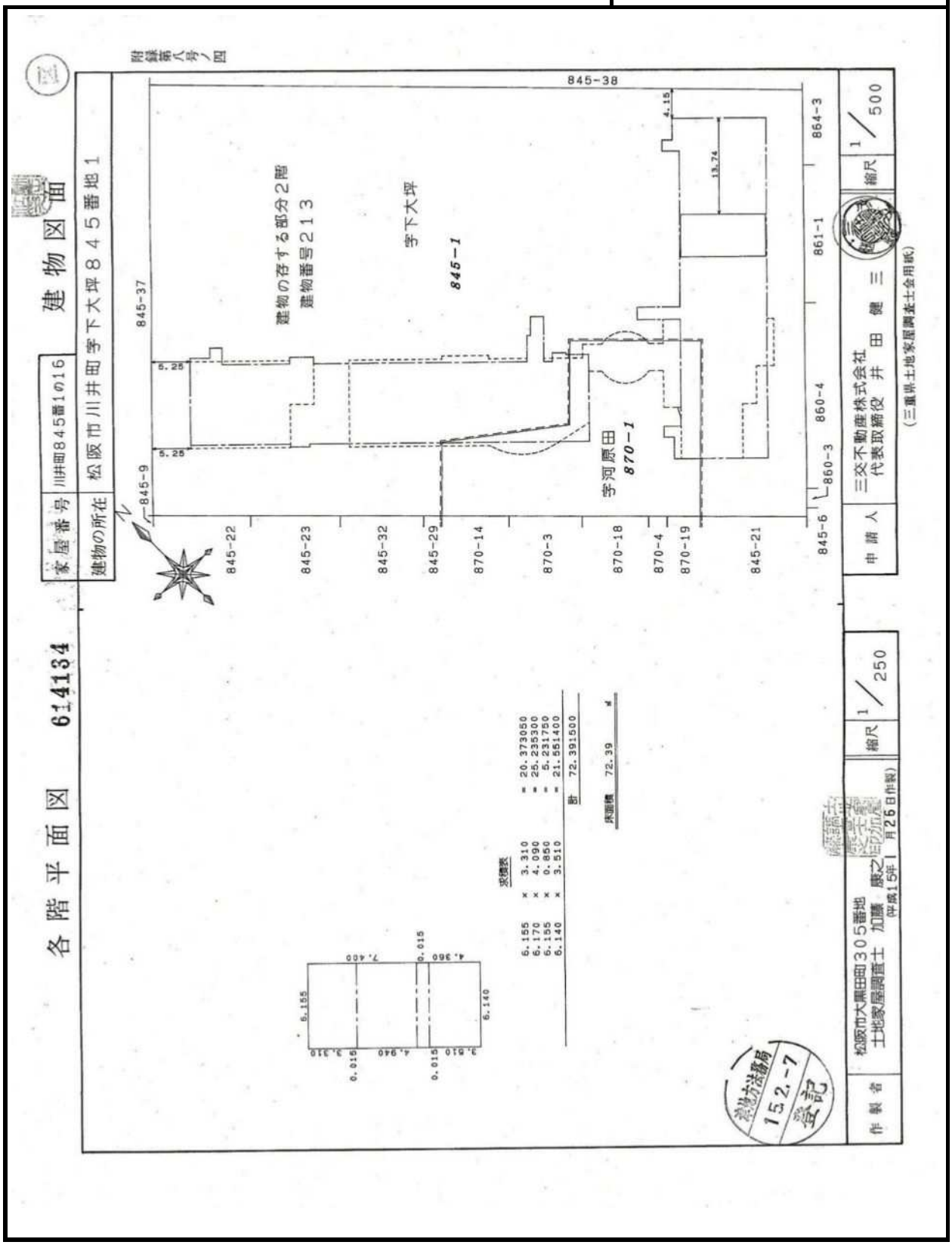
【上下水道】
○上下水道はマンション管理組合による一括契約のため、管理組合から対象費用分の請求があり、現在も市が費用負担しています。入札後、市から管理会社に所有者変更の報告を行いますので、口座登録等の手続きを行ってください。

【特記事項】
○クロス、フローリング、畳、カーペット等、建物内部全体にわたって経年劣化、使用に伴う汚れやキズ等が認められます。
○給湯器、浴槽給湯器、照明器具、エアコン等について、作動確認は行っていません。
○キッチンに、工作物(入居者が自作した棚)や突っ張り棒等が設置されたままとなっています。天井や壁、床には釘やボルト等による固定はされていないとみられ、撤去が可能であると思われます。
○玄関鍵の持ち手部分のプラスチックケースが、2本とも破損しています。
○宅配ボックスのカードが紛失しています。宅配ボックスの製造会社(日本宅配システム株式會社)に、再発行の手続きが必要です。なお、令和6年に再発行手続きを行った際には、再発行代金として1枚2,200円(税込)がかかりました。
○駐車場は、駐車場1台分(屋根無)を契約しています。継続して使用を希望する場合や、台数を追加したい場合は、管理組合と新たに駐車場使用契約を締結する必要があります。

物　件　調　書

物件番号　1(No.1／213号室)

建物図面(各階平面図)

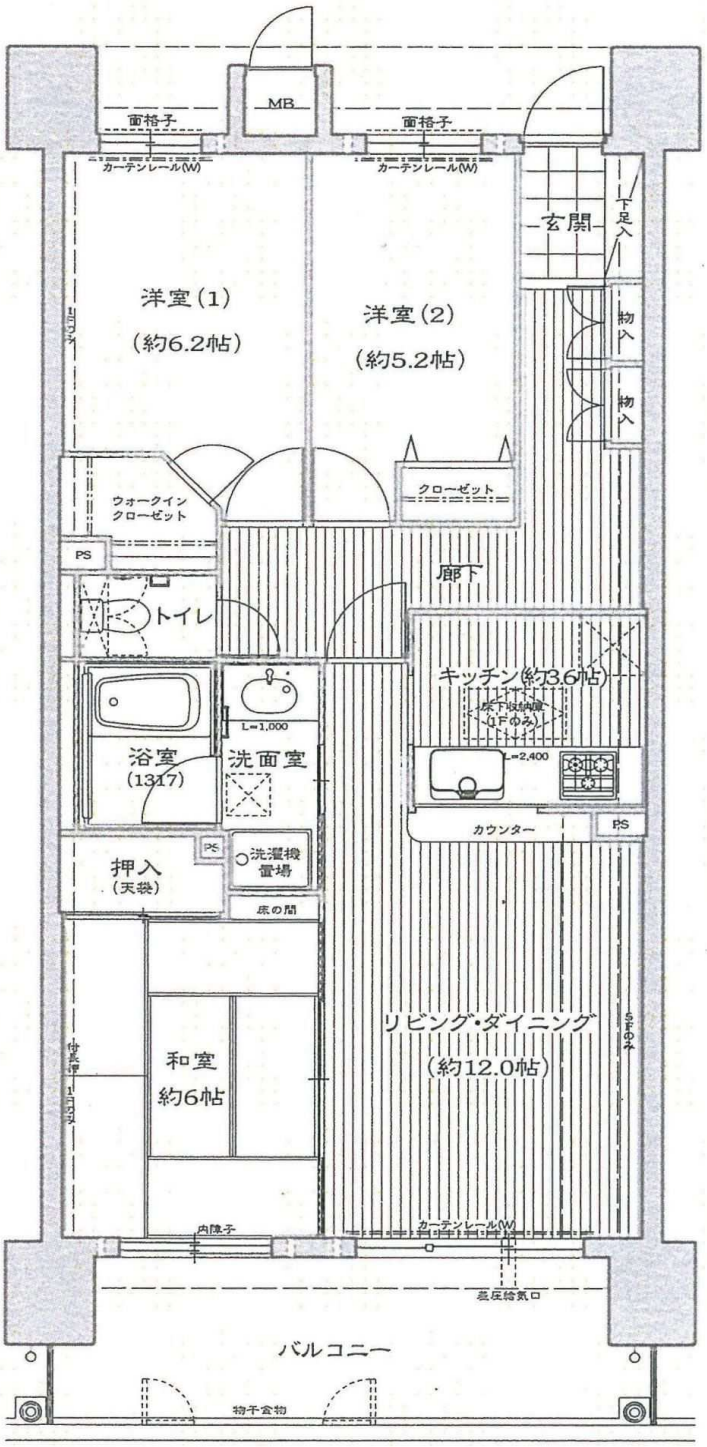


本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号 1(No.1／213号室)

間 取 り 図



本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号　1(No.1／213号室)

物 件 写 真



↑　リビング・ダイニング



↑　リビング・ダイニング、和室

本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号　1(No.1／213号室)

物 件 写 真



↑　洋室(1)



↑　洋室(1)

本物件の譲渡人(連絡先)	**松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)**

物　件　調　書

物件番号　1(No.1／213号室)

物 件 写 真



↑　洋室(2)



↑　洋室(2)

本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号　1(No.1／213号室)

物 件 写 真



↑　キッチン



↑　浴室

本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号　1(No.1／213号室)

物 件 写 真



↑　洗面室



↑　トイレ





↑　【参考】キッチン内に、取り外し可能な工作物（自作の棚）等が設置されたままになっています。

本物件の譲渡人（連絡先）	**松阪市病院事業局市民病院事業管理課（0598-53-4485）**

令和8年11月

設備表（区分所有建物）

物件名：サンマンションエルパーク松阪　２１３号室

松阪市は、「設備の有無」欄に「有」とした各設備について、現状有姿のまま落札者に引き渡します。ただし、引き渡す設備には、経年劣化及び使用に伴う性能低下、キズ、汚れ等があることをご了承ください。
なお、「設備の有無」に「無」としている設備は、該当するものがないか、又は引き渡しまでに撤去するものです。

１．主要設備

主要設備の名称		設置箇所・設備の内容・附帯機能等	設備の有無	故障不具合	故障・不具合有りの場合の箇所及び具体的内容等
給湯関係	給湯設備	給湯箇所：■キッチン■浴室■洗面所 □電気■ガス□石油	■有□無	不明	作動未確認 平成30年に修繕
水廻り関係	キッチン設備	流し台	■有□無	□有■無	令和3年に蛇口・排水トラップを修繕
		混合水栓	■有□無	不明	給湯は作動未確認
		コンロ：■ガス□電気□ＩＨ	■有□無	不明	作動未確認
		グリル：■ガス□電気	■有□無	不明	作動未確認
		ビルトインオーブン：□ガス□電気	□有■無	□有□無	
		レンジフード（換気扇）	■有□無	不明	作動未確認
		浄水器：□水栓一体型□ビルトイン型	□有■無	□有□無	
		ビルトイン食器洗い機	□有■無	□有□無	
		ディスポーザー	□有■無	□有□無	
	浴室設備	シャワー	■有□無	不明	給湯は作動未確認
		混合水栓	■有□無	不明	給湯は作動未確認
		浴槽：■追焚き■足し湯■保温■湯張り	■有□無	不明	作動未確認
		浴室洗面台：■鏡	■有□無	□有■無	
		浴室換気乾燥機：■ガス□電気	■有□無	不明	作動未確認
	洗面設備	設置箇所：洗面所 ■洗面台■鏡■照明□シャワー■コンセント □曇り止め□	■有□無	不明	給湯は作動未確認
	トイレ設備	設置箇所：トイレ ■トイレ本体■温水洗浄■保温■乾燥 ■ロータンク■手洗い	■有□無	不明	作動未確認
	洗濯設備	防水パン	■有□無	□有■無	
		洗濯用水栓	■有□無	□有■無	
空調関係	冷暖房機	設置場所：リビング　■電気□ガス□石油 ■リモコン（■有□紛失）	■有□無	不明	作動未確認
		設置場所：和室　　□電気□ガス□石油 □リモコン（□有□紛失）	□有■無	不明	撤去のため設置無し
		設置場所：洋室１　　■電気□ガス□石油 ■リモコン（■有□紛失）	■有□無	不明	作動未確認
		設置場所：洋室２　　■電気□ガス□石油 ■リモコン（■有□紛失）	■有□無	不明	作動未確認
	床暖房設備	□個別□全館集中　□電気□ガス 設置場所：	□有■無	□有□無	
	換気扇	設置箇所：■浴室■洗面所■トイレ	■有□無	不明	作動未確認
	換気設備	24時間換気システム	■有□無	■有□無	リビング給気口のカバーが外れやすく、ガムテープで固定
その他	インターホン	■モニター□子機	■有□無	不明	作動未確認

2．その他の設備

その他の設備の名称		設置箇所・設備の内容・附帯機能等	設備の有無	故障不具合	故障・不具合有りの場合の箇所及び具体的内容等
照明関係	照明器具	玄関、廊下、リビング、和室、洋室１、洋室２ キッチン、浴室、洗面所、トイレ、バルコニー	■有□無	不明	作動未確認
収納関係	食器棚(造付)		□有■無	□有□無	
	つり戸棚	■キッチン□洗面所■トイレ■玄関	■有□無	□有■無	
	床下収納		□有■無	□有□無	
	下駄箱	玄関	■有□無	□有■無	
	その他棚	キッチン	■有□無	不明	撤去可能な自作の棚有り
建具関係	網戸	リビング、和室、洋室１、洋室２	■有□無	□有■無	
	戸・扉	各部屋	■有□無	□有■無	
	ふすま	和室	■有□無	□有■無	
	障子	和室	■有□無	□有■無	
テレビ	テレビ共聴施設		■有□無	不明	作動未確認
	衛星アンテナ	□単独□共用／□BS□CS	□有■無	□有□無	
	視聴方法	CATV			
その他	カーテンレール		■有□無	□有■無	
	カーテン		□有■無	□有□無	
	物干し		■有□無	□有■無	
	スロップシンク		□有■無	□有□無	
	屋外水栓		□有■無	□有□無	
	警報機	住宅用火災警報器（煙感知器）	■有□無	□有■無	
		住宅用煙警報器：キッチン	■有□無	■有□無	使用期限切れ（2023年5月）
	玄関鍵	2本有り	■有□無	■有□無	持ち手ケース破損×2本（1本はケース無）
	宅配BOXカード	無し	□有■無	□有■無	紛失のため無し

3．消費生活用製品安全法に基づく「特定保守製品」

特定保守製品の有無	□有■無	製品の種類：	設置場所：

4．備考

物　件　調　書

物件番号 1〔No.2／313号室〕

予定価格	12,136,000円(税込)

所　在　地	松阪市川井町字下大坪845番地1 松阪市川井町字河原田870番地1			
建物の名称	サンマンションエルパーク松阪			
専有部分の建物の表示（登　記）	家屋番号	川井町　845番1の31	建物の名称	313
	種　　類	居宅	構　　造	鉄筋コンクリート造1階建
	床 面 積	3階部分　72.39㎡		
物件情報	住戸番号	3階　213号室	部屋タイプ	M
	間 取 り	3LDK	建築年月	平成15年1月
	床面積	76.20㎡(壁芯)	バルコニー	12.70㎡
	リフォーム	なし(現状有姿での引渡し)		
	電　気	中部電力管内／中部電力ミライズ株式会社		
	ガ　ス	都市ガス／東邦ガス株式会社		
	上水道	公共水道／マンション管理組合が一括契約		
	下水道	公共下水道／マンション管理組合が一括契約		
	共聴設備	CATV／松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社		

留意事項

○当物件は、松阪市民病院の医師官舎として、令和6年5月まで使用していました。退去後は特に使用せず、空き部屋の状態で管理しています。
○リフォーム及びハウスクリーニングはしておらず、現状有姿での引渡しとなります。
○設備等の詳細については、別紙の設備表をご確認ください。

【電気・ガス】
○電気とガスの契約は退去時に解約しており、現在は未契約のため使用できません。使用される場合は、電力会社又はガス会社との契約が必要となりますので、それぞれお問い合わせください。

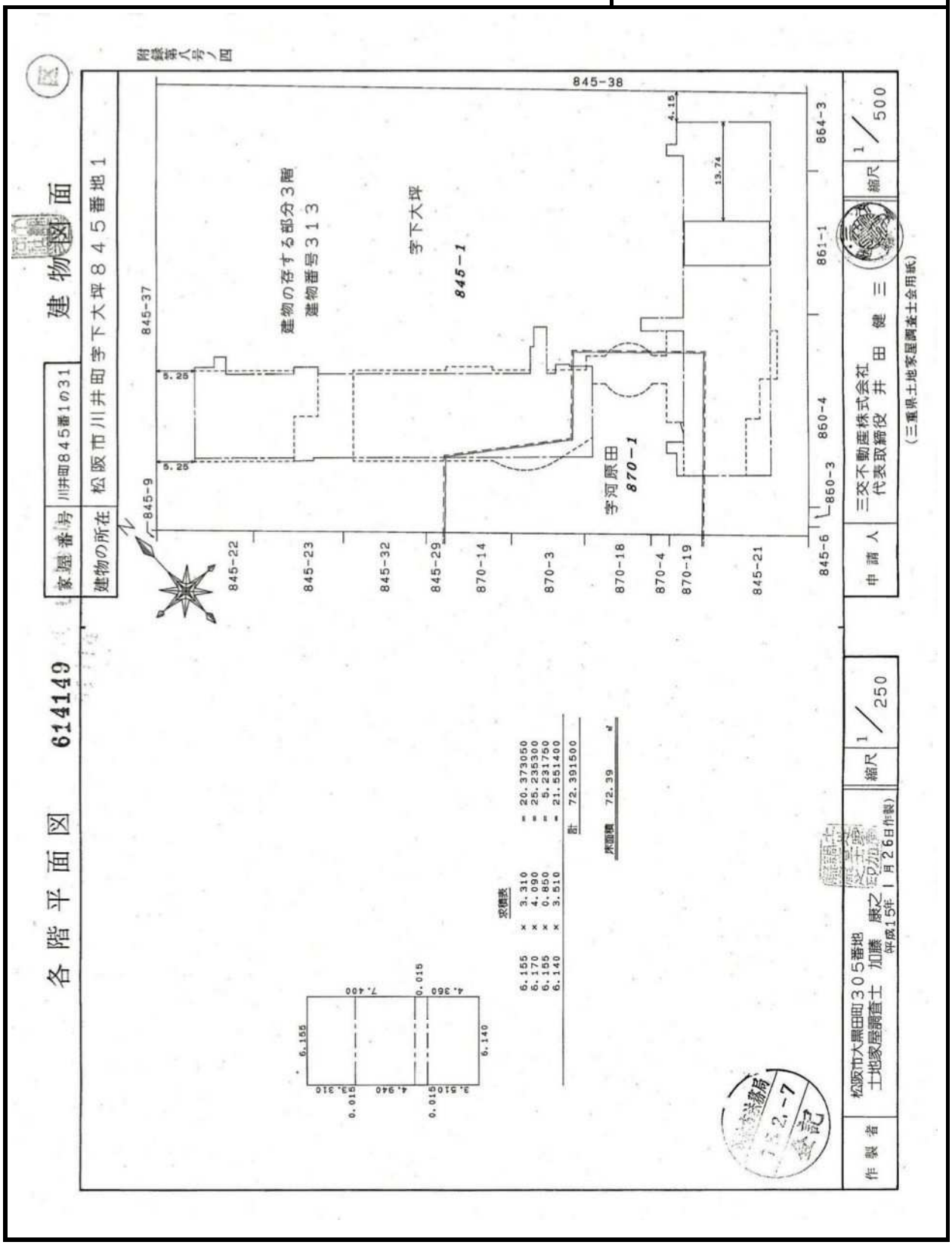
【上下水道】
○上下水道はマンション管理組合による一括契約のため、管理組合から対象費用分の請求があり、現在も市が費用負担しています。入札後、市から管理会社に所有者変更の報告を行いますので、口座登録等の手続きを行ってください。

【特記事項】
○クロス、フローリング、畳、カーペット等、建物内部全体にわたって経年劣化、使用に伴う汚れやキズ等が認められます。
○キッチンカウンターに目立つ汚れが見られます。
○給湯器、浴槽給湯器、照明器具、エアコン等について、作動確認は行っていません。
○キッチンの水栓について、根元から水漏れが生じています。
○玄関扉の鍵について、固くて抜き差しがしづらくなっています。
○駐車場は、駐車場2台分(屋根無)を契約しています。継続して使用を希望する場合や、台数を追加したい場合は、管理組合と新たに駐車場使用契約を締結する必要があります。

物　件　調　書

物件番号 1(No.2／313号室)

建物図面(各階平面図)

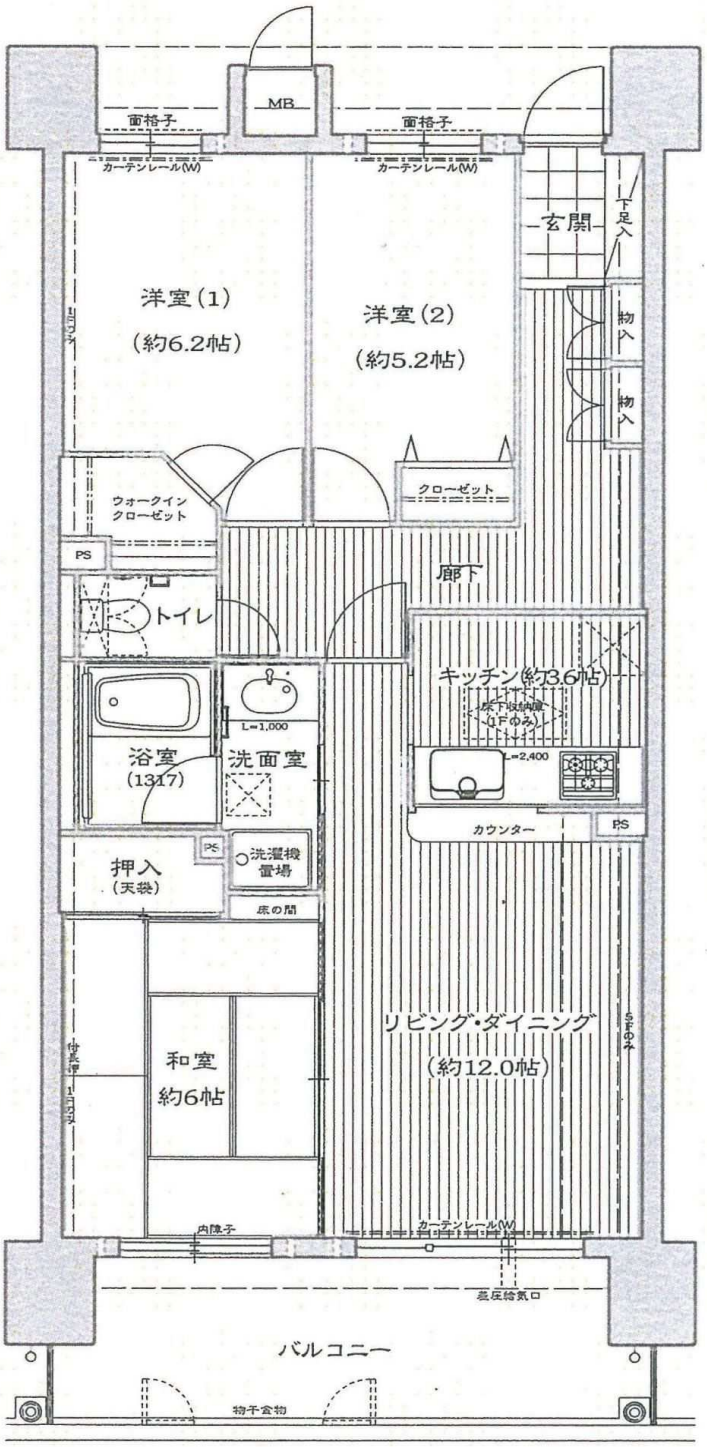


本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号 1(No.2／313号室)

間 取 り 図

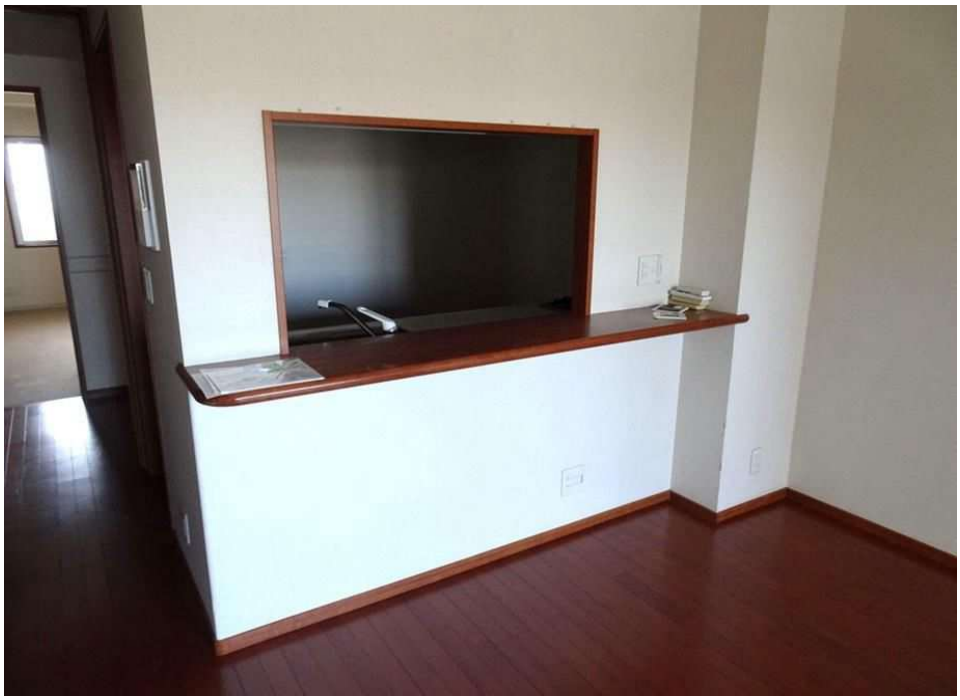


本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号　1(No.2／313号室)

物 件 写 真



↑　リビング・ダイニング



↑　リビング・ダイニング、和室

本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号 1(No.2／313号室)

物 件 写 真



↑ 洋室(1)



↑ 洋室(1)

本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号 1(No.2／313号室)

物 件 写 真



↑ 洋室(2)



↑ 洋室(2)

本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号　1(No.2／313号室)

物 件 写 真



↑　キッチン



↑　浴室

本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号 1(No.2／313号室)

物 件 写 真



↑ 洗面室



↑ トイレ

本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

令和8年11月

設備表（区分所有建物）

物件名：サンマンションエルパーク松阪　３１３号室

松阪市は、「設備の有無」欄に「有」とした各設備について、現状有姿のまま落札者に引き渡します。ただし、引き渡す設備には、経年劣化及び使用に伴う性能低下、キズ、汚れ等があることをご了承ください。
なお、「設備の有無」に「無」としている設備は、該当するものがないか、又は引き渡しまでに撤去するものです。

１．主要設備

主要設備の名称		設置箇所・設備の内容・附帯機能等	設備の有無	故障不具合	故障・不具合有りの場合の箇所及び具体的内容等
給湯関係	給湯設備	給湯箇所：■キッチン■浴室■洗面所 □電気■ガス□石油	■有□無	不明	作動未確認
水廻り関係	キッチン設備	流し台	■有□無	□有■無	
		混合水栓	■有□無	不明	給湯は作動未確認、水栓根元から漏水有り
		コンロ：■ガス□電気□ＩＨ	■有□無	不明	作動未確認
		グリル：■ガス□電気	■有□無	不明	作動未確認
		ビルトインオーブン：□ガス□電気	□有■無	□有□無	
		レンジフード（換気扇）	■有□無	不明	作動未確認
		浄水器：□水栓一体型□ビルトイン型	□有■無	□有□無	
		ビルトイン食器洗い機	□有■無	□有□無	
		ディスポーザー	□有■無	□有□無	
	浴室設備	シャワー	■有□無	不明	給湯は作動未確認
		混合水栓	■有□無	不明	給湯は作動未確認
		浴槽：■追焚き■足し湯■保温■湯張り	■有□無	不明	作動未確認
		浴室洗面台：■鏡	■有□無	□有■無	
		浴室換気乾燥機：■ガス□電気	■有□無	不明	作動未確認
	洗面設備	設置箇所：洗面所 ■洗面台■鏡■照明□シャワー■コンセント □曇り止め□	■有□無	不明	給湯は作動未確認
	トイレ設備	設置箇所：トイレ ■トイレ本体■温水洗浄■保温■乾燥 ■ロータンク■手洗い	■有□無	不明	作動未確認
	洗濯設備	防水パン	■有□無	□有■無	
		洗濯用水栓	■有□無	□有■無	
空調関係	冷暖房機	設置場所：リビング　■電気□ガス□石油 ■リモコン（■有□紛失）	■有□無	不明	作動未確認、平成29年に取り換え済み 同型で計3台のところ、リモコンが2個のみ
		設置場所：和室　■電気□ガス□石油 ■リモコン（□有■紛失）	■有□無	不明	作動未確認、平成29年に取り換え済み 同型で計3台のところ、リモコンが2個のみ
		設置場所：洋室１　■電気□ガス□石油 ■リモコン（■有□紛失）	■有□無	不明	作動未確認、平成29年に取り換え済み 同型で計3台のところ、リモコンが2個のみ
		設置場所：洋室２　■電気□ガス□石油 ■リモコン（■有□紛失）	■有□無	不明	作動未確認 令和2年に取り換え済み
	床暖房設備	□個別□全館集中　□電気□ガス 設置場所：	□有■無	□有□無	
	換気扇	設置箇所：■浴室■洗面所■トイレ	■有□無	不明	作動未確認
	換気設備	24時間換気システム	■有□無	□有■無	
その他	インターホン	■モニター□子機	■有□無	不明	作動未確認

2．その他の設備

その他の設備の名称		設置箇所・設備の内容・附帯機能等	設備の有無	故障不具合	故障・不具合有りの場合の箇所及び具体的内容等
照明関係	照明器具	玄関、廊下、リビング、和室、洋室１、洋室２ キッチン、浴室、洗面所、トイレ、バルコニー	■有□無	不明	電気が未契約のため作動未確認
収納関係	食器棚(造付)		□有■無	□有□無	
	つり戸棚	■キッチン□洗面所■トイレ■玄関	■有□無	□有■無	
	床下収納		□有■無	□有□無	
	下駄箱	玄関	■有□無	□有■無	
建具関係	網戸	リビング、和室、洋室１、洋室２	■有□無	□有■無	
	戸・扉	各部屋	■有□無	□有■無	
	ふすま	和室	■有□無	□有■無	
	障子	和室	■有□無	□有■無	
テレビ	テレビ共聴施設		■有□無	不明	電気が未契約のため作動未確認
	衛星アンテナ	□単独□共用／□BS□CS	□有■無	□有□無	
	視聴方法	CATV			
その他	カーテンレール		■有□無	□有■無	
	カーテン		□有■無	□有□無	
	物干し		■有□無	□有■無	
	スロップシンク		□有■無	□有□無	
	屋外水栓		□有■無	□有□無	
	警報機	住宅用火災警報器（煙感知器）	■有□無	□有■無	
		住宅用煙警報器：キッチン	■有□無	■有□無	使用期限切れ（2023年5月）
	玄関鍵	2本有り	■有□無	■有□無	持ち手ケース破損×2本
	宅配BOXカード	無し	□有■無	□有■無	紛失のため無し

3．消費生活用製品安全法に基づく「特定保守製品」

特定保守製品の有無	□有■無	製品の種類：	設置場所：

4．備考

物　件　調　書

物件番号 1〔No.3／314号室〕

予定価格	11,823,000円(税込)

所在地	松阪市川井町字下大坪845番地1 松阪市川井町字河原田870番地1			
建物の名称	サンマンションエルパーク松阪			
専有部分の建物の表示（登記）	家屋番号	川井町　845番1の32	建物の名称	314
	種類	居宅	構造	鉄筋コンクリート造1階建
	床面積	3階部分　72.35㎡		
物件情報	住戸番号	3階　314号室	部屋タイプ	N
	間取り	3LDK	建築年月	平成15年1月
	床面積	76.20㎡(壁芯)	バルコニー	12.70㎡
	リフォーム	なし(現状有姿での引渡し)		
	電気	中部電力管内／中部電力ミライズ株式会社		
	ガス	都市ガス／東邦ガス株式会社		
	上水道	公共水道／マンション管理組合が一括契約		
	下水道	公共下水道／マンション管理組合が一括契約		
	共聴設備	CATV／松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社		

留意事項

○当物件は、松阪市民病院の医師官舎として、令和7年5月まで使用していました。退去後は特に使用せず、空き部屋の状態で管理しています。
○リフォーム及びハウスクリーニングはしておらず、現状有姿での引渡しとなります。
○設備等の詳細については、別紙の設備表をご確認ください。

【電気・ガス】
○電気とガスの契約は退去時に解約しており、現在は未契約のため使用できません。使用される場合は、電力会社又はガス会社との契約が必要となりますので、それぞれお問い合わせください。

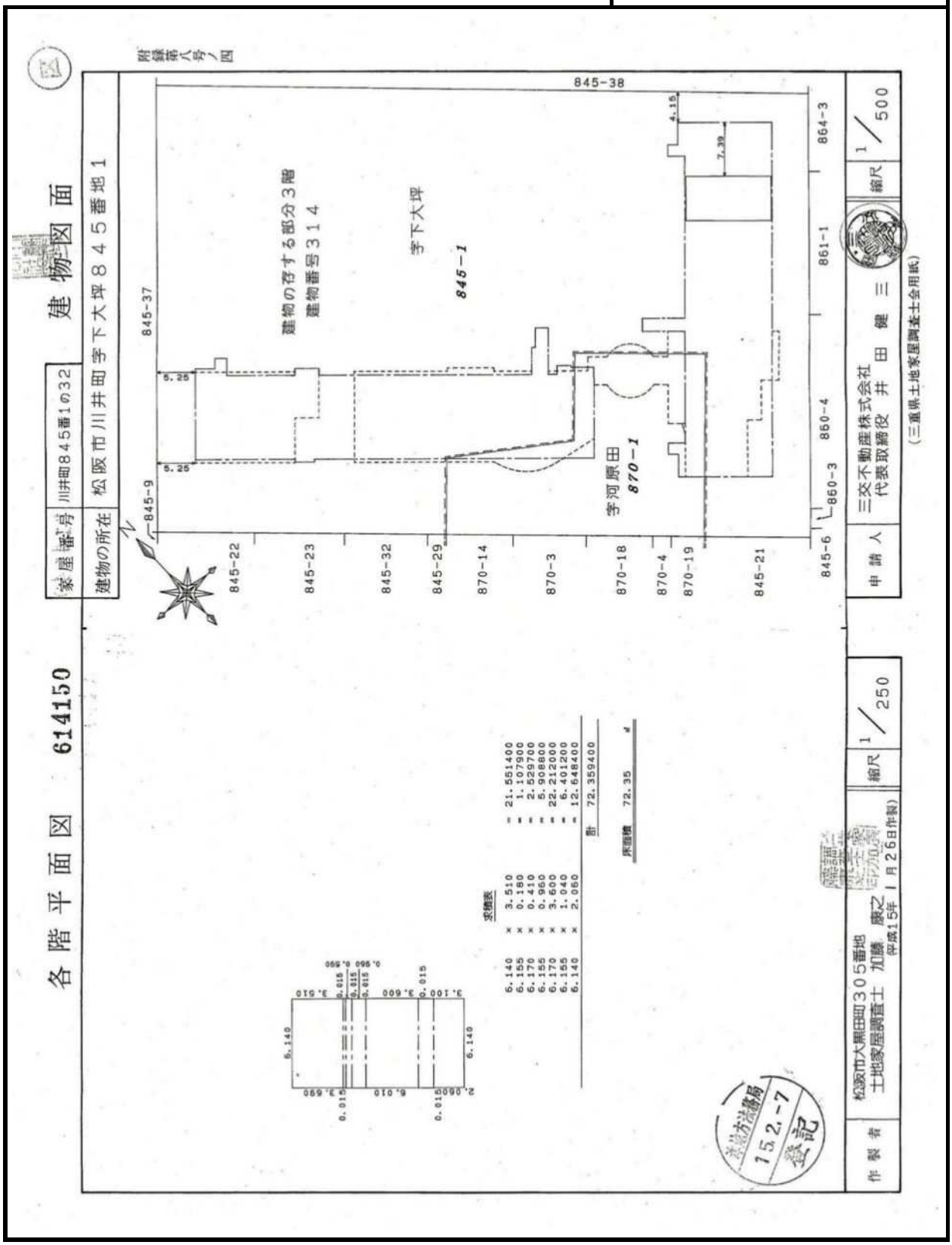
【上下水道】
○上下水道はマンション管理組合による一括契約のため、管理組合から対象費用分の請求があり、現在も市が費用負担しています。入札後、市から管理会社に所有者変更の報告を行いますので、口座登録等の手続きを行ってください。

【特記事項】
○クロス、フローリング、畳、カーペット等、建物内部全体にわたって経年劣化、使用に伴う汚れやキズ等が認められます。他の3戸と比較して、クロスや畳の損傷が特に目立ちます。
○給湯器、浴槽給湯器、照明器具、エアコン等について、作動確認は行っていません。
○キッチンの水栓について、根元から水漏れが生じています。
○エアコン及びウォシュレット便座のリモコンが全て紛失してありません。
○駐車場は、駐車場1台分(屋根無)を契約しています。継続して使用を希望する場合や、台数を追加したい場合は、管理組合と新たに駐車場使用契約を締結する必要があります。

物　件　調　書

物件番号 1(No.3／314号室)

建物図面(各階平面図)

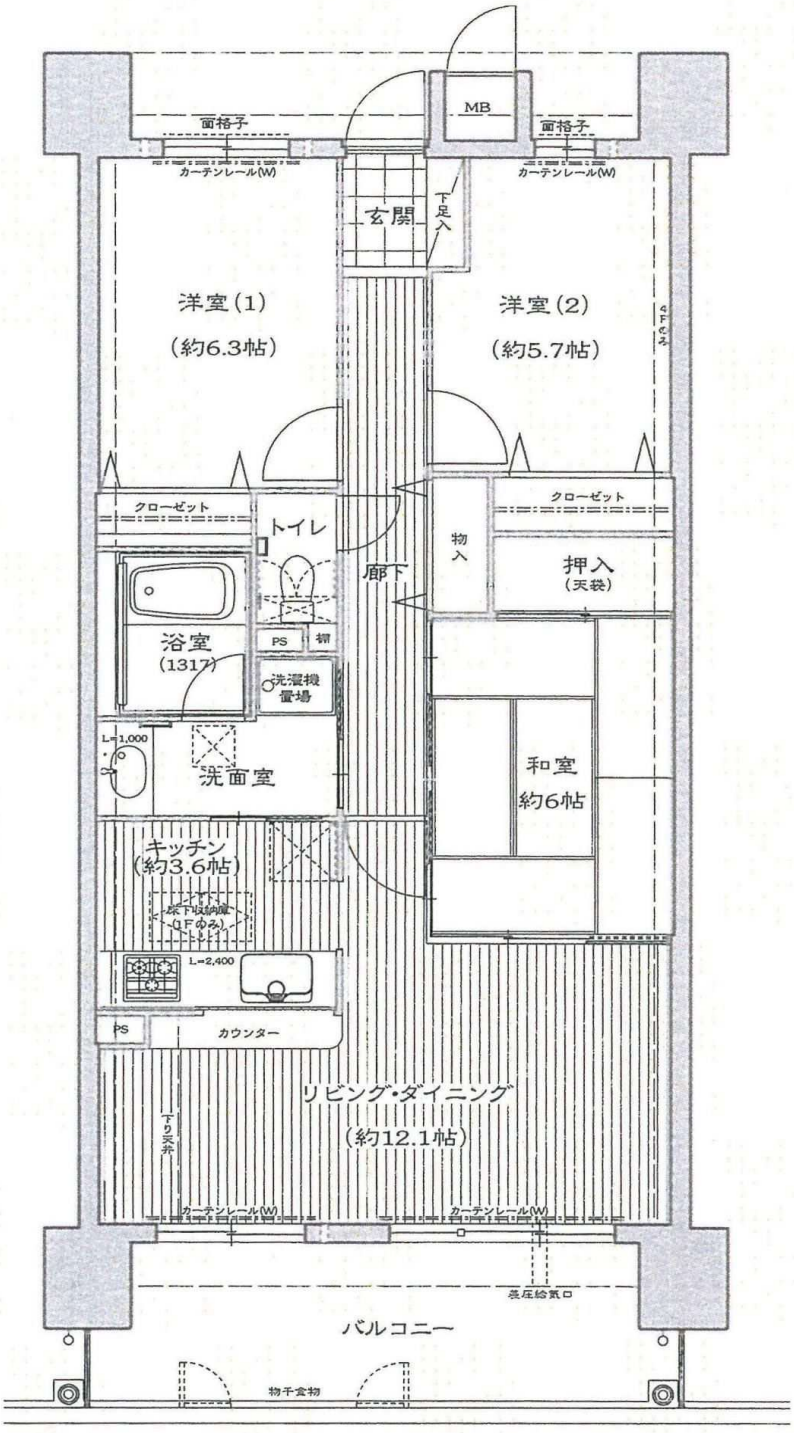


本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号 1(No.3／314号室)

間 取 り 図



本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号　1(No.3／314号室)

物 件 写 真



↑　リビング・ダイニング



↑　リビング・ダイニング、和室

本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号 1(No.3／314号室)

物 件 写 真



↑ 洋室(1)



↑ 洋室(1)

本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号 1(No.3／314号室)

物 件 写 真



↑ 洋室(2)



↑ 洋室(2)

本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号 1(No.3／314号室)

物 件 写 真



↑ キッチン



↑ 浴室

本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号　1(No.3／314号室)

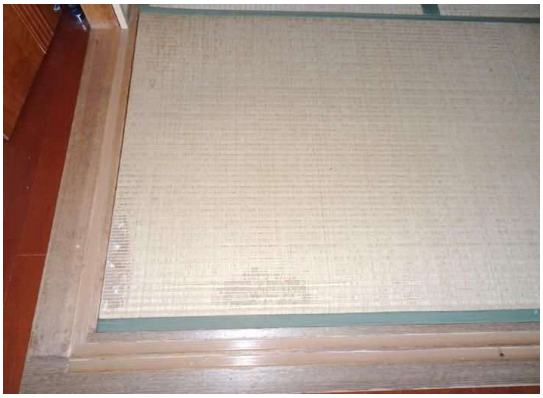
物 件 写 真



↑　洗面室



↑　トイレ



↑　和室畳の損傷



↑　和室クロスの剥がれ

本物件の譲渡人(連絡先)	**松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)**

令和8年11月

設備表（区分所有建物）

物件名：サンマンションエルパーク松阪　３１４号室

松阪市は、「設備の有無」欄に「有」とした各設備について、現状有姿のまま落札者に引き渡します。ただし、引き渡す設備には、経年劣化及び使用に伴う性能低下、キズ、汚れ等があることをご了承ください。
なお、「設備の有無」に「無」としている設備は、該当するものがないか、又は引き渡しまでに撤去するものです。

１．主要設備

主要設備の名称		設置箇所・設備の内容・附帯機能等	設備の有無	故障不具合	故障・不具合有りの場合の箇所及び具体的内容等
給湯関係	給湯設備	給湯箇所：■キッチン■浴室■洗面所 □電気■ガス□石油	■有□無	不明	作動未確認 令和3年に修繕
水廻り関係	キッチン設備	流し台	■有□無	□有■無	
		混合水栓	■有□無	不明	給湯は作動未確認、水栓根元から漏水有り
		コンロ：■ガス□電気□ＩＨ	■有□無	不明	作動未確認
		グリル：■ガス□電気	■有□無	不明	作動未確認
		ビルトインオーブン：□ガス□電気	□有■無	□有□無	
		レンジフード（換気扇）	■有□無	不明	作動未確認
		浄水器：□水栓一体型□ビルトイン型	□有■無	□有□無	
		ビルトイン食器洗い機	□有■無	□有□無	
		ディスポーザー	□有■無	□有□無	
	浴室設備	シャワー	■有□無	不明	給湯は作動未確認
		混合水栓	■有□無	不明	給湯は作動未確認
		浴槽：■追焚き■足し湯■保温■湯張り	■有□無	不明	作動未確認
		浴室洗面台：■鏡	■有□無	□有■無	
		浴室換気乾燥機：■ガス□電気	■有□無	不明	作動未確認
	洗面設備	設置箇所：洗面所 ■洗面台■鏡■照明□シャワー■コンセント □曇り止め□	■有□無	不明	給湯は作動未確認
	トイレ設備	設置箇所：トイレ ■トイレ本体■温水洗浄■保温■乾燥 ■ロータンク■手洗い	■有□無	不明	作動未確認 ウォシュレット便座のリモコン無し
	洗濯設備	防水パン	■有□無	□有■無	
		洗濯用水栓	■有□無	□有■無	
空調関係	冷暖房機	設置場所：リビング　■電気□ガス□石油 ■リモコン（□有■紛失）	■有□無	不明	作動未確認 リモコン無し
		設置場所：和室　　□電気□ガス□石油 □リモコン（□有□紛失）	□有■無	□有□無	
		設置場所：洋室１　　■電気□ガス□石油 ■リモコン（□有■紛失）	■有□無	不明	作動未確認 リモコン無し
		設置場所：洋室２　　■電気□ガス□石油 ■リモコン（□有■紛失）	■有□無	不明	作動未確認 リモコン無し
	床暖房設備	□個別□全館集中　□電気□ガス 設置場所：	□有■無	□有□無	
	換気扇	設置箇所：■浴室■洗面所■トイレ	■有□無	不明	作動未確認
	換気設備	24時間換気システム	■有□無	□有■無	
その他	インターホン	■モニター□子機	■有□無	不明	作動未確認

2．その他の設備

その他の設備の名称		設置箇所・設備の内容・附帯機能等	設備の有無	故障不具合	故障・不具合有りの場合の箇所及び具体的内容等
照明関係	照明器具	玄関、廊下、リビング、和室、洋室１、洋室２ キッチン、浴室、洗面所、トイレ、バルコニー	■有□無	不明	作動未確認
収納関係	食器棚(造付)		□有■無	□有□無	
	つり戸棚	■キッチン□洗面所■トイレ■玄関	■有□無	□有■無	
	床下収納		□有■無	□有□無	
	下駄箱	玄関	■有□無	□有■無	
建具関係	網戸	リビング、和室、洋室１、洋室２	■有□無	□有■無	
	戸・扉	各部屋	■有□無	□有■無	
	ふすま	和室	■有□無	□有■無	和室襖に損傷（へこみ）有り
	障子	和室	■有□無	□有■無	
テレビ	テレビ共聴施設		■有□無	不明	作動未確認
	衛星アンテナ	□単独□共用／□BS□CS	□有■無	□有□無	
	視聴方法	CATV			
その他	カーテンレール		■有□無	□有■無	
	カーテン		□有■無	□有□無	
	物干し		■有□無	□有■無	
	スロップシンク		□有■無	□有□無	
	屋外水栓		□有■無	□有□無	
	警報機	住宅用火災警報器（煙感知器）	■有□無	□有■無	
		住宅用煙警報器：キッチン	■有□無	□有■無	
	玄関鍵	2本有り	■有□無	■有□無	持ち手ケース破損×1本
	宅配BOXカード	無し	□有■無	□有■無	紛失のため無し

3．消費生活用製品安全法に基づく「特定保守製品」

特定保守製品の有無	□有■無	製品の種類：	設置場所：

4．備考

物　件　調　書

物件番号 1〔No.4／413号室〕

予定価格	12,093,000円(税込)

所在地	松阪市川井町字下大坪845番地1 松阪市川井町字河原田870番地1			
建物の名称	サンマンションエルパーク松阪			
専有部分の建物の表示（登記）	家屋番号	川井町　845番1の46	建物の名称	413
	種類	居宅	構造	鉄筋コンクリート造1階建
	床面積	2階部分　72.39㎡		
物件情報	住戸番号	4階　413号室	部屋タイプ	M
	間取り	3LDK	建築年月	平成15年1月
	床面積	76.20㎡(壁芯)	バルコニー	12.70㎡
	リフォーム	なし(現状有姿での引渡し)		
	電気	中部電力管内／中部電力ミライズ株式会社		
	ガス	都市ガス／東邦ガス株式会社		
	上水道	公共水道／マンション管理組合が一括契約		
	下水道	公共下水道／マンション管理組合が一括契約		
	共聴設備	CATV／松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社		

留意事項

○当物件は、松阪市民病院の医師官舎として、令和7年1月まで使用していました。退去後は特に使用せず、空き部屋の状態で管理しています。
○リフォーム及びハウスクリーニングはしておらず、現状有姿での引渡しとなります。
○設備等の詳細については、別紙の設備表をご確認ください。

【電気・ガス】
○ガスの契約は退去時に解約しており、現在は未契約のため使用できません。使用される場合は、ガス会社との契約が必要となりますので、それぞれお問い合わせください。
○電気の契約については、現在も市の契約が継続している状態です。落札後の引渡し時に、契約変更の手続きを行う必要があります。

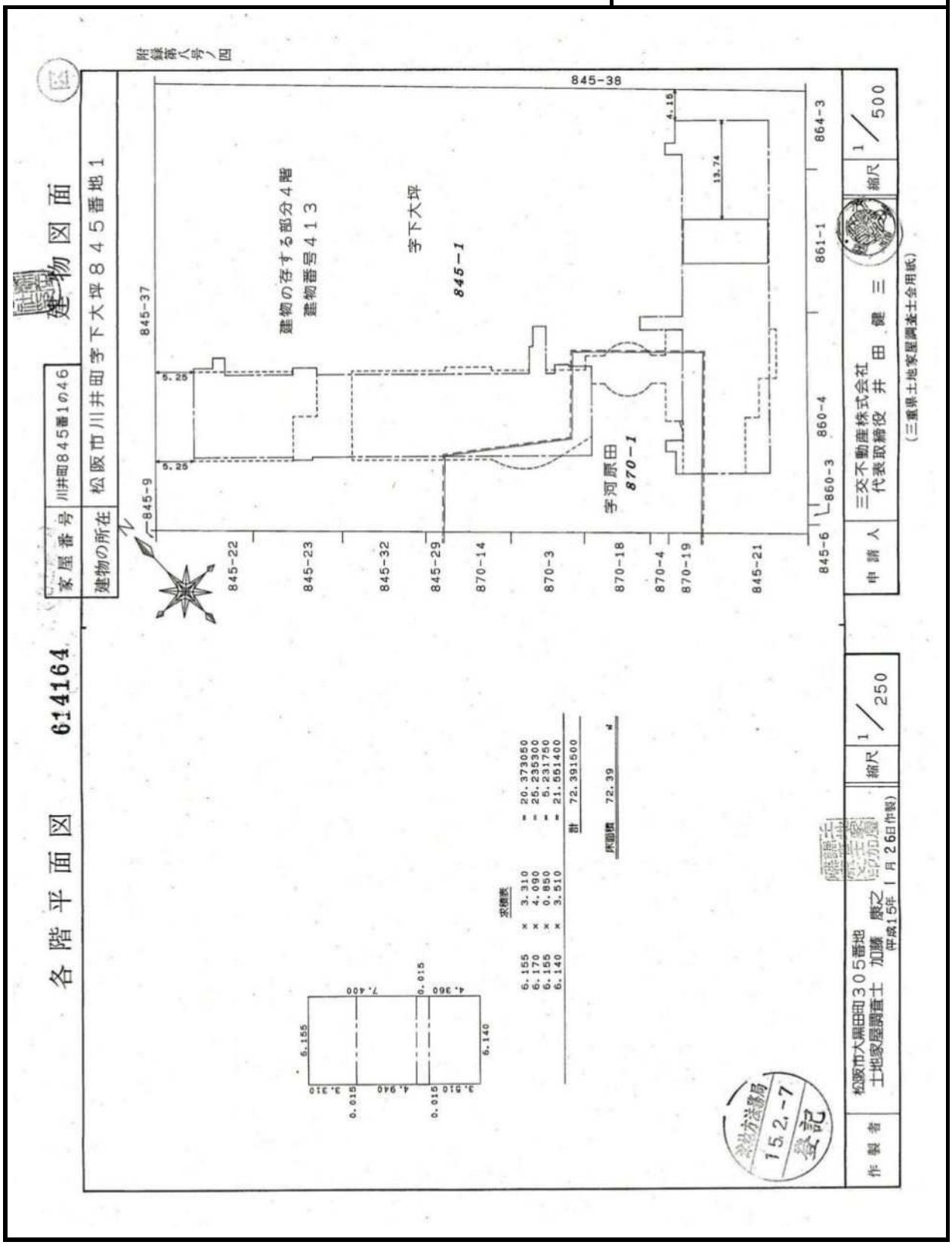
【上下水道】
○上下水道はマンション管理組合による一括契約のため、管理組合から対象費用分の請求があり、現在も市が費用負担しています。入札後、市から管理会社に所有者変更の報告を行いますので、口座登録等の手続きを行ってください。

【特記事項】
○クロス、フローリング、畳、カーペット等、建物内部全体にわたって経年劣化、使用に伴う汚れやキズ等が認められます。
○和室の襖の建具枠に一部損傷(へこみ)が見られます。
○和室の窓の障子紙が破れて無くなっています。
○給湯器、浴槽給湯器、照明器具、エアコン等について、作動確認は行っていません。
○システムキッチンの天板にひび割れが多数あり、補修した跡があります。
○駐車場は、駐車場1台分(屋根無)を契約しています。継続して使用を希望する場合や、台数を追加したい場合は、管理組合と新たに駐車場使用契約を締結する必要があります。

物　件　調　書

物件番号 1(No.4／413号室)

建物図面(各階平面図)

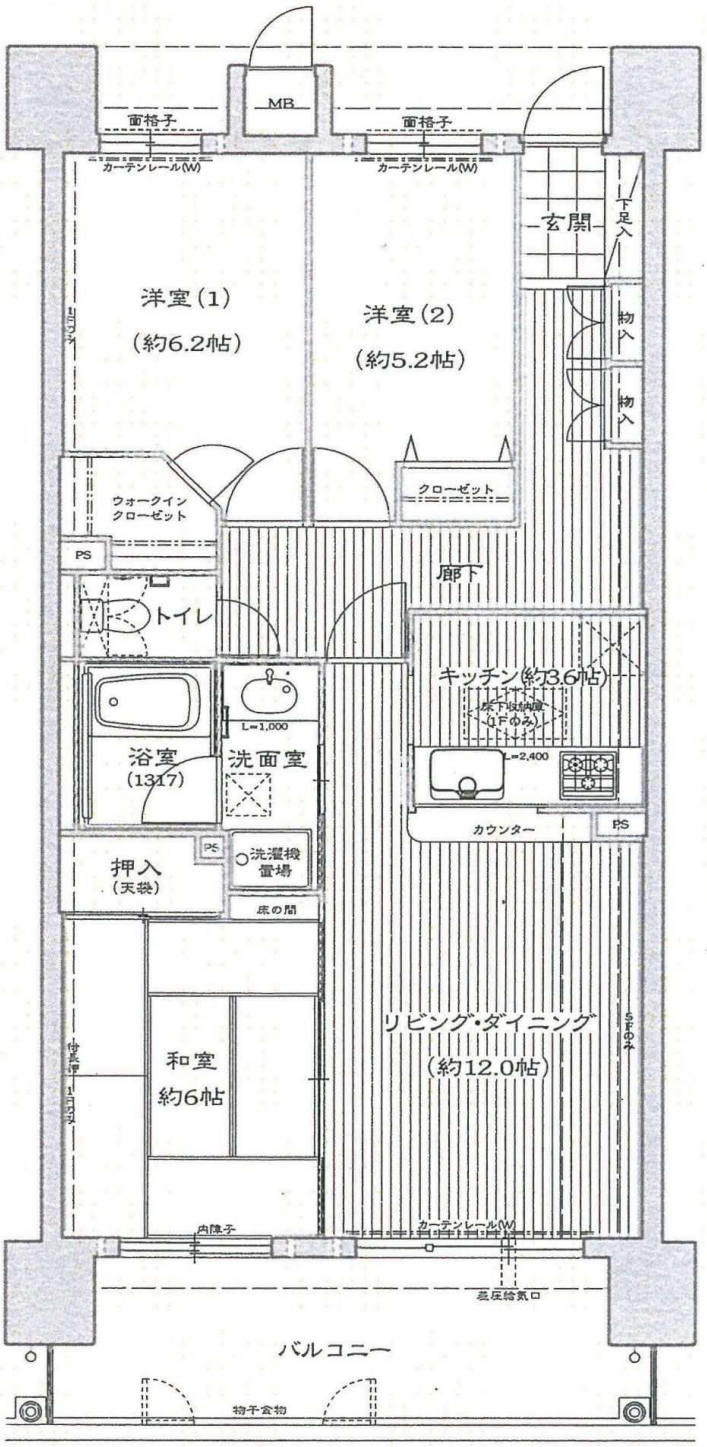


本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号 1(No.4／413号室)

間 取 り 図



本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号　1(No.4／413号室)

物 件 写 真



↑　リビング・ダイニング



↑　リビング・ダイニング、和室

本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号 1(No.4／413号室)

物 件 写 真



↑ 洋室(1)



↑ 洋室(1)

本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号　1(No.4／413号室)

物 件 写 真



↑　洋室(2)



↑　洋室(2)

本物件の譲渡人(連絡先)	松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)

物　件　調　書

物件番号 1(No.4／413号室)

物 件 写 真



↑ キッチン



↑ 浴室

本物件の譲渡人(連絡先)	**松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)**

物　件　調　書

物件番号　1(No.4／413号室)

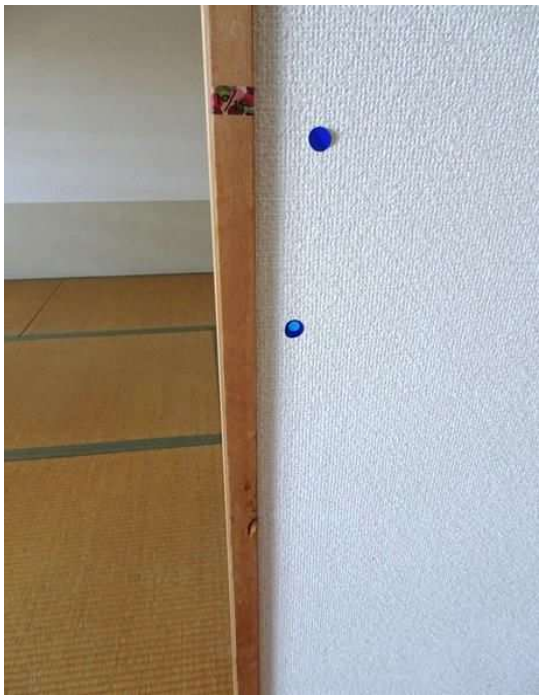
物 件 写 真



↑　洗面室



↑　トイレ



↑　和室襖の建具枠の損傷



↑　和室窓の障子の損傷

本物件の譲渡人(連絡先)	**松阪市病院事業局市民病院事業管理課(0598-53-4485)**

令和8年11月

設備表（区分所有建物）

物件名：サンマンションエルパーク松阪　４１３号室

松阪市は、「設備の有無」欄に「有」とした各設備について、現状有姿のまま落札者に引き渡します。ただし、引き渡す設備には、経年劣化及び使用に伴う性能低下、キズ、汚れ等があることをご了承ください。
なお、「設備の有無」に「無」としている設備は、該当するものがありません。

１．主要設備

主要設備の名称		設置箇所・設備の内容・附帯機能等	設備の有無	故障不具合	故障・不具合有りの場合の箇所及び具体的内容等
給湯関係	給湯設備	給湯箇所：■キッチン■浴室■洗面所 □電気■ガス□石油	■有□無	不明	作動未確認 平成30年に修繕
水廻り関係	キッチン設備	流し台	■有□無	■有□無	天板にひび割れと補修跡有り 令和2年に漏水修繕
		混合水栓	■有□無	不明	給湯は作動未確認
		コンロ：■ガス□電気□ＩＨ	■有□無	不明	作動未確認
		グリル：■ガス□電気	■有□無	不明	作動未確認
		ビルトインオーブン：□ガス□電気	□有■無	□有□無	
		レンジフード（換気扇）	■有□無	不明	作動未確認
		浄水器：□水栓一体型□ビルトイン型	□有■無	□有□無	
		ビルトイン食器洗い機	□有■無	□有□無	
		ディスポーザー	□有■無	□有□無	
	浴室設備	シャワー	■有□無	不明	給湯は作動未確認
		混合水栓	■有□無	不明	給湯は作動未確認
		浴槽：■追焚き■足し湯■保温■湯張り	■有□無	不明	作動未確認
		浴室洗面台：■鏡	■有□無	□有■無	
		浴室換気乾燥機：■ガス□電気	■有□無	不明	作動未確認
	洗面設備	設置箇所：洗面所 ■洗面台■鏡■照明□シャワー■コンセント □曇り止め□	■有□無	不明	給湯は作動未確認
	トイレ設備	設置箇所：トイレ ■トイレ本体■温水洗浄■保温■乾燥 ■ロータンク■手洗い	■有□無	不明	作動未確認
	洗濯設備	防水パン	■有□無	□有■無	
		洗濯用水栓	■有□無	□有■無	
空調関係	冷暖房機	設置場所：リビング　■電気□ガス□石油 ■リモコン（■有□紛失）	■有□無	不明	作動未確認 平成29年に取り換え済み
		設置場所：和室　　■電気□ガス□石油 ■リモコン（■有□紛失）	■有□無	不明	作動未確認 和室、洋室２が同型で計2台のところ、リモコンが1個のみ
		設置場所：洋室１　　■電気□ガス□石油 ■リモコン（■有□紛失）	■有□無	不明	作動未確認 平成26年に取り換え済み
		設置場所：洋室２　　■電気□ガス□石油 ■リモコン（□有■紛失）	■有□無	不明	作動未確認 和室、洋室２が同型で計2台のところ、リモコンが1個のみ
	床暖房設備	□個別□全館集中　□電気□ガス 設置場所：	□有■無	□有□無	
	換気扇	設置箇所：■浴室■洗面所■トイレ	■有□無	不明	作動未確認
	換気設備	24時間換気システム	■有□無	□有■無	
その他	インターホン	■モニター□子機	■有□無	□有■無	作動未確認

2．その他の設備

その他の設備の名称		設置箇所・設備の内容・附帯機能等	設備の有無	故障不具合	故障・不具合有りの場合の箇所及び具体的内容等
照明関係	照明器具	玄関、廊下、リビング、和室、洋室１、洋室２ キッチン、浴室、洗面所、トイレ、バルコニー	■有□無	不明	電気が未契約のため作動未確認
収納関係	食器棚(造付)		□有■無	□有□無	
	つり戸棚	■キッチン□洗面所■トイレ■玄関	■有□無	□有■無	
	床下収納		□有■無	□有□無	
	下駄箱	玄関	■有□無	□有■無	
建具関係	網戸	リビング、和室、洋室１、洋室２	■有□無	□有■無	
	戸・扉	各部屋	■有□無	□有■無	
	ふすま	和室	■有□無	■有□無	襖の建具枠に損傷（へこみ）有り
	障子	和室	■有□無	■有□無	障子紙が破れて無くなっている
テレビ	テレビ共聴施設		■有□無	不明	作動未確認
	衛星アンテナ	□単独□共用／□BS□CS	□有■無	□有□無	
	視聴方法	CATV			
その他	カーテンレール		■有□無	□有■無	
	カーテン		□有■無	□有□無	
	物干し		■有□無	□有■無	
	スロップシンク		□有■無	□有□無	
	屋外水栓		□有■無	□有□無	
	警報機	住宅用火災警報器（煙感知器）	■有□無	□有■無	
		住宅用煙警報器：キッチン	■有□無	□有■無	
	玄関鍵	2本有り	■有□無	■有□無	持ち手ケース破損×1本
	宅配BOXカード	無し	□有■無	□有■無	紛失のため無し

3．消費生活用製品安全法に基づく「特定保守製品」

特定保守製品の有無	□有■無	製品の種類：	設置場所：

4．備考
